

<p>1 課の概況</p> <p>経営管理課は、利用者支援の最前線に立つ施設の下支えをするなど、事業団全体の適切・適正な活動を確保していくという本部としての機能（以下「本部機能」という。）を担う。施設・事業所と本部は、事業団全体を動かす「車の両輪」であり、必要な情報を共有し、相互に補完しながら、効率的・効果的に事務事業を推進していく必要がある。</p> <p>事業団の法人運営においては、この間の福祉分野、人事労務、社会福祉法人会計における各種制度改正、厚生関係施設への加配等による職員増、各種検討PTの増加などから、事務量が拡大し、内容も複雑になっている。また、令和2年度は事業団設立30周年を迎えるほか、長期計画の第2期実施計画の開始年度に当たるなど節目の年度でもあり、総務、経理、調整の各業務担当ごとに限られた人員で計画的、効率的に事業を執行していく必要がある。</p> <p>2 主要目標と取組</p> <p>(1) 長期計画・人材育成計画に基づく第2期実施計画の着実な実施</p> <p>① みのり舎の収支改善及び区内移転・拡充と地域密着型グループホームの新規開設検討 障害福祉事業全体での収支の試算、人員配置等の検討を行い、グループホーム、みのり舎の区内移転、拡充について継続して取り組む。</p> <p>② 港区母子生活支援施設の開設準備 令和3年4月の開設に向け、事前準備を進め、万全の状態での開設に臨む。</p> <p>(2) 人事労務管理</p> <p>① 総合的な人事管理を図るための「人事管理システム」の構築 パッケージソフトを活用し、人事関連情報を一元的に管理可能な体制を構築する。</p> <p>② 障害者の法定雇用率達成に向けた障害者雇用計画の策定及び採用事務の促進 法定雇用率2.2%（所要数5人相当）の達成に向けた方策を検討し、計画的に採用する。</p> <p>③ 働き方改革関連法に基づく、雇用形態間の不合理な待遇差の改善検討 令和3年度4月施行を目的に「同一労働同一賃金」に向けた改善案を検討する。</p> <p>(3) 会計管理</p> <p>① 法人会計の適正な執行管理 指定管理施設及び受託事業の適正な執行管理を補佐するほか、事業団自主事業の収支改善に向けた助言、本部経費の精査、退職手当シミュレーションの更新を行う。</p> <p>② 各施設、事業所及び本部経理担当者の人材育成 経理処理の手順整理を行い、各施設の経理担当者との本部の経理担当の人材育成を図る。</p> <p>(4) 法人運営</p> <p>① 創立30周年記念事業の実施 事業団創立30周年記念式典を12月に開催する他、これまで事業団が歩んできた30年間の取組みを、「30周年記念誌」としてまとめ、発行する。</p> <p>② 各種会議、委員会の計画的な開催 法令等の定めによる評議員会、理事会、安全衛生委員会のほか、規程等の定めによる評価委員会、防災対策委員会、運営上必要となる所長会、主査会、施設長会、その他各種委員会、PT等について、計画的、効率的に開催する。</p>

- ③ 外部監査への対応及び監事監査等、内部監査による内部統制の徹底
東京都指導検査、特人厚財政援助団体監査等外部監査による事業運営の適正化に取り組む。また監事監査、内部経理監査、内部総務監査、個人情報保護の運用監査等により内部統制の強化を図る。
- ④ 具体的かつ実施可能な災害対策の策定
震災、風水害を想定し、各施設のBCPを効果的な運用可能にする、法人の指針を検討する。
- ⑤ 次世代育成行動計画の着実な実施
令和2年度より開始する第4期行動計画において、一層の制度の周知、制度利用実績の向上、研修実施に取り組んでいく。
- ⑥ ハラスメント対策の法制化に伴う制度整備
パワーハラスメント防止に関する指針に基づき、ハラスメント対策委員会での議論を踏まえ、法人としての指針の明確化、より効果的な相談体制の構築、相談者へのケア体制、再発防止策等について検討を進める。
- ⑦ 法人広報の充実
各施設の説明会、見学会を日程調整し、各実施機関が施設現場に接する機会を計画的に提供する。また、個人情報保護上の課題整理を行い、事業団事例発表会を開催する。法人ホームページについても、逐次更新を行い、情報の発信に努める。
- ⑧ 個人情報保護に関する各種規程（ソフトウェア）及び設備（ハードウェア）の整備
PMSの適切な運用に向けて、各種規程を整備する他、法人内LANを安全かつ円滑に運用するため、耐用年限を迎えるサーバーの更新等の設備整備を行う。

3 管理運営

(1) 組織体制

課長職は、経営管理課長のほか、事務局長の特命事項を企画・調整する企画担当課長、事務局長の特命事業を推進・調整する事業担当課長を置く。経営管理課長の下は、総務担当・経理担当・調整担当の三係体制とし、その事務分担は基本的に以下によるものとする。

- ① 総務担当 事業団全体の庶務、理事会・評議員会等の運営、文書管理、個人情報保護、人事労務、給与、福利厚生、研修の企画・運営等
- ② 経理担当 本部・施設の予算・決算の調製、予算執行管理、資金運用、契約事務、監事監査、都指導検査対応等
- ③ 調整担当 長期計画・人材育成計画に基づく実施計画の進行管理、所長会及び所長会検討委員会等の運営、苦情解決・第三者委員への対応、新規事業、財政援助団体監査等

(2) 課内会議

- ① 定例の朝礼及び毎週の本部打合せ
朝礼（週1回）、課内打合せ（週1回、主査級以上）を実施する。
- ② 事務事業の計画的・効率的遂行
経営管理課の主要な事務事業を時系列に並べた年間スケジュールを作成し、取り組むべき項目を課内職員全員で共有する。優先順位を明確化し、計画的・効率的に事務事業を遂行する。

(3) 職員の育成

本部事務の適正な事務遂行には、高度な専門知識と、実務経験が必要となる。経営管理課の人材育成では、概ね3年間を育成期間として設定し、担当事務の段階的な専門性の強化など、計画的な人材育成に取り組む。また、職員間で職務が偏ることがないように、ジョブローテーションやメイン・サブの複数担当制を適宜、取り入れる。

1 事業の概況														
<p>本事業では、被保護者の「転宅支援」「定着支援」「継続支援」を行っている。直近では、被保護者の高齢化に加え、様々な要因が重なり住居確保は年々難しくなっている。そのため、新宿区宿泊所等入所者相談援助事業と連携して被保護者が地域で安心して生活できる住居の確保、施設等から地域の居宅生活へ円滑に移行できるよう支援してきた。また、高齢や疾病、障害、LGBT や若年層の母子世帯といった幅広いケースに対応し、被保護者が継続して安定した地域生活を送れるよう定期訪問を実施してきた。特に困難な課題を抱えるケースは福祉事務所、関係機関と連携して利用者が地域定着できるよう多面的に支援している。今後も専門性を生かして様々な課題を抱えた利用者が安定して地域で生活できるよう支援していく。</p>														
2 主要目標と取組														
<p>(1) 地域生活への移行</p> <p>① 簡易宿泊所などに居住する利用者が再び路上生活に戻らないためにも、安心した生活が送れるよう関係機関と連携し、アパート転宅等の地域生活への移行を支援する。</p> <p>(2) 安定した地域生活の継続</p> <p>① アパートに居住する利用者が安定して地域生活を継続できるように訪問を実施し、生活支援を行う。</p> <p>② 地域生活をしていくなかで課題や問題が浮上した場合には、福祉事務所、関係機関と連携し、利用者が地域生活を継続できるよう支援していく。</p> <p>(3) 福祉事務所や各事業団施設、その他の関連機関との連絡を緊密にし、連携を強化する。</p> <p>(4) 受託事業の安定的な運営と継続を目指す。</p> <p>(5) 年間目標</p>														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規利用者数</th> <th>訪問同行数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度目標</td> <td>300人</td> <td>800回</td> </tr> <tr> <td>令和元年度実績（見込み）</td> <td>150人</td> <td>450回</td> </tr> <tr> <td>平成30年度実績</td> <td>155人</td> <td>483回</td> </tr> </tbody> </table>		新規利用者数	訪問同行数	令和2年度目標	300人	800回	令和元年度実績（見込み）	150人	450回	平成30年度実績	155人	483回
	新規利用者数	訪問同行数												
令和2年度目標	300人	800回												
令和元年度実績（見込み）	150人	450回												
平成30年度実績	155人	483回												
3 管理運営														
<p>(1) きめ細やかな利用者支援の実施</p> <p>① 利用者の情報、課題を的確に把握し、担当ケースワーカーの支援業務を補完する。</p> <p>② アパート転宅や就労など利用者個々の課題に対応した支援を行う。</p> <p>③ 衛生、健康、金銭管理、地域住民との関係作りなど生活全般に関する助言を行う。</p> <p>④ 地域の社会資源を開拓し、必要な情報を利用者に提供できるようにする。</p> <p>(2) 担当ケースワーカーや宿泊所等入所者相談援助事業との連携した支援の展開</p> <p>① 担当ケースワーカーに支援状況を随時報告し、支援方針策定に関する提案を行う。</p> <p>② 転宅までの条件整備が必要なケースについては、宿泊所等入所者相談援助事業と連携し、課題解決に向け取り組む。</p> <p>③ 関係機関それぞれの役割を明確にし、効率的かつ迅速な支援を行う。</p> <p>(3) 相談援助記録の作成および個人情報管理</p> <p>① 相談援助記録を速やかに作成し、本事業担当者間で相談内容等を情報共有する。</p> <p>② ネット回線は単体で専用使用し、パスワード管理を徹底するなど個人情報の漏洩を防止する。記録保管用キャビネット及び事業所の施錠、訪問時の持参書類管理を徹底する。</p> <p>(4) 福祉事務所内への事業実施状況の周知</p> <p>担当ケースワーカーと定期ミーティング及び事例検討を月2回実施し、会議録を作成のうえ、福祉事務所担当部署内に回覧する。</p> <p>(5) 業務の効率化、安全管理</p> <p>① 福祉事務所の状況変化、ニーズに対応し、業務および支援の内容を改善する。</p> <p>② 朝礼時に業務事項の引継ぎ、支援の進捗状況について情報共有を行う。</p> <p>③ 事務所内で月1回ミーティングを実施、担当職員一人に負担の掛からぬよう困難事例の検討、支援内容・注意事項を確認していく。</p>														

1 事業の概況

新宿区内の宿泊所、簡易宿泊所及びこれに準じる施設等（以下「宿泊所等」という。）で生活する生活保護法第6条第1項に規定する被保護者（以下「宿泊所等入所者」という。）が、地域社会で安定した自立生活を送ることを目的としている。今年度、戸籍回復申立てや精神科受診同行、高齢者関連の施設入所など支援困難な対象者を積極的に引き受けて支援を積み重ねている。また、福祉事務所と協議を行い、利用率の維持ができています。令和2年度も、上記の実績を周知し、福祉事務所とより一層の連携した支援を行い、安定した運営を行っていく。

2 主要目標と取組

- (1) 宿泊所等に生活する宿泊所等入所者に対し、訪問、面談、電話による「相談援助」と必要な各種手続きの「同行援助」を実施
- (2) 丁寧なアセスメントと支援計画書に基づいた支援の実施
- (3) 福祉事務所をはじめ新宿区地域生活安定促進事業、新宿区近辺の更生施設との連携を強化
- (4) 本事業の安定的な運営と受託の継続
- (5) 年間目標

	令和2年度目標	令和元年度実績 (見込み)	平成30年度実績
利用者数	60人	60人	62人
来所・電話等相談数	1,300回	1,300回	1,657回
訪問・同行数	1,500回	1,400回	1,886回

3 管理運営

- (1) 福祉事務所と支援対象者、事業担当者の3者で計画した支援の実施
 - ①丁寧なアセスメントを実施するため、初回の3者での打ち合わせを重視する。
 - ②支援対象者の希望や目標を取り入れた支援計画書を作成する。
 - ③月1回以上の訪問等による、生活状況の把握及び生活支援を行う。
 - ④支援対象者の課題解決に向けて、関係機関への同行援助を行う。
 - ⑤ケースワーカーへ随時、支援状況を報告し、支援方針の提案を行う。
 - ⑥ケースワーカーと支援計画の見直しを行う（状況変化時又は6か月ごと）。
- (2) 新宿区地域生活安定促進事業や更生施設、障害福祉サービスとの連携を強化
 - ①アパート転宅を目指す対象者は、新宿区地域生活安定促進事業へ円滑に移行する。
 - ②生活の立て直しが必要な対象者には、更生施設入所や保護施設通所事業の利用提案を行う。
 - ③障害福祉サービスが必要な対象者には、みのり舎等社会資源の利用提案を行う。
- (3) 相談援助記録の作成
 - ①相談記録は速やかに記録を行い、事業内で情報を共有する。
 - ②支援終了時、報告書を作成し、ケースワーカーへ提出する。
- (4) 行動予定の透明化
 - ①行動予定表を活用し、スケジュール管理を徹底する。
 - ②相談内容等の情報を共有し、担当者不在でも迅速な対応を実施する。

4 その他

- (1) 福祉事務所等との連携及び業務実施状況の報告
 - ①福祉事務所との定期ミーティングを月1回以上実施し、会議録を作成、福祉事務所の回覧に供する。当事業の方向性を福祉事務所と協議する。
 - ②業務の実施状況については、遅滞なく福祉事務所に報告する。
- (2) 個人情報保護の徹底及び危機管理
 - ①支援対象者に関する個人情報保護管理を徹底する。
 - ②事件、事故の際は、福祉事務所・関係機関・法人本部等と連携し、迅速に対応する。
- (3) ブロック施設との連携強化
 - ①ブロック施設と定期的な交流を行い、法人内の情報を共有する。
 - ②宿泊所等の現状を周知するため、ブロック施設職員と一緒に同行する機会を設定する。

1 事業の概況			
江東区より受託している事業であり、区内の生活保護受給者を対象としている。「江東区生活自立支援プログラム」に基づき、疾患、障害等の理由により居宅生活上に課題を抱えたケースに対し、安定した地域生活を送れるように、面接、電話相談、居宅訪問のほか、医療機関や関係機関への同行、連絡調整等を行う。江東区福祉事務所保護第一課、第二課に生活自立支援員を2名ずつ配置して支援を実施している。			
2 主要目標と取組			
<p>(1) 精神疾患等による様々な問題を抱えるケースに対し、医療、保健、福祉等の社会資源を有効活用しながら相談、助言を行い、居宅生活の安定を図る。</p> <p>(2) ケースへの個別支援により、福祉事務所担当ケースワーカーの業務を補完する。</p> <p>(3) 保健相談所、障害者支援課、地域ケア推進課等の行政機関、及び医療機関、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等の関係機関と連携して支援する。</p> <p>(4) 保護施設通所事業・無料職業紹介事業との連携により、地域生活移行の円滑化と地域生活の安定化を図る。</p> <p>(5) 年間目標</p>			
	所管	年間利用者数	支援回数 (訪問・面接、連絡調整等)
令和2年度目標	保護第一課	60人	1,800回
	保護第二課	55人	1,500回
令和元年度実績 (見込み)	保護第一課	60人	2,100回
	保護第二課	55人	1,900回
平成30年度実績	保護第一課	81人	1,744回
	保護第二課	55人	1,401回
3 管理運営			
<p>(1) 生活自立支援員によるきめ細かい支援の実施</p> <p>① 居宅訪問、面接、電話相談によって生活状況を把握するとともに、ケースの抱える日常生活上の問題や、疾病、障害等の相談、助言、支援を行う。</p> <p>② 病院や各種施設、行政機関等の関係機関への連絡、調整、同行を行う。</p> <p>(2) 福祉事務所担当ケースワーカーとの連携</p> <p>① 福祉事務所担当ケースワーカーに支援状況を、日報や支援状況記録票を使って逐次報告し、支援の連携を図る。</p> <p>② ケースの地域生活の安定に向けて、地域の社会資源の活用等の支援上の提案を随時行う。</p> <p>(3) 相談支援記録の作成及び管理</p> <p>① 支援状況記録票に基づいて、ケースワーカーに迅速かつ的確な支援報告を行う。</p> <p>② 評価会議を開催し、支援方針、方法の共有を行う。</p>			
4 その他			
<p>(1) 生活自立支援員の技術向上</p> <p>① 定例ミーティングの中に研修報告や事例検討等を組み込んで、生活自立支援員同士、及びまなび支援員も含めて情報交換することで各自の技術向上を図る。</p> <p>② 各種研修や社会資源見学などに積極的に参加する。</p> <p>(2) 広報誌の発行などによる事業周知</p> <p>① 福祉事務所内向けの広報誌「生活自立支援員便り」を年3回発行し、事業の説明や事業を活用した支援事例等を周知することで、事業利用促進を図る。</p> <p>② ケースワーカー向けの事業説明会で事業利用方法等を周知し、事業利用促進を図る。</p> <p>(3) 委託業務で得た支援のノウハウの還元</p> <p>① 法人内の区委託事業報告会で事業内容を報告し、法人職員に事業内容を周知する。</p> <p>② 支援内容や社会資源情報等、委託業務を通じて習得した知識、技能について事例集を作成し、支援のノウハウを法人に還元する。</p>			

1 事業の概況			
<p>江東区の被保護世帯及び生活困窮世帯のうち、健全な育成環境を維持することが困難な世帯の子ども及び保護者を支援対象者として、生活支援や学習支援を実施している。具体的には、将来的な子どもの経済的、社会的自立を目的として、子どもに適した高等学校等進学や円滑な学生生活が実現できるような支援を実施している。平成30年度より江東区から受託した事業であり、江東区福祉事務所保護第一課、第二課にまなび支援員を配置し、以下のプログラムを実施する。</p> <p>(1) 次世代育成支援プログラム (被保護世帯及び生活困窮世帯のうち小学生から高校生相応年齢児がいる支援対象世帯に対し、家庭環境、不登校、ひきこもり等の課題を改善するため来所、訪問、電話連絡等を通じての相談支援及び関係機関との連絡調整を行う)</p> <p>(2) 高校進学支援プログラム (中学校3年生の子がいる被保護世帯に対して、高等学校進学に対する意識を高めるため、学習状況や進路志望状況を聞き取り確認し、各世帯に必要な情報提供を行い、高校受験、入学までの支援を行う)</p> <p>(3) 高校生進路支援プログラム (高校在籍者のいる被保護世帯に対し、入学から卒業までの間、進路志望を調査し、各種進学資金の申請方法等の情報提供を行い、進路設定までの支援を行う)</p>			
2 主要目標と取組			
<p>(1) 居宅訪問、面接、電話相談等により、各世帯の状況に応じた相談支援を行う。</p> <p>(2) ケースワーカーや生活自立支援員と連携をしながら支援方針に基づいた適切な支援を行う。</p> <p>(3) 通学先や教育委員会、子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健相談所、児童館等の関係機関と情報共有を行い、連携して必要な支援や助言を行う。</p> <p>(4) まなび塾(区で実施している無料学習塾)や民間学習塾等と連携し、参加が有効と思われる対象者に対し、それぞれに関しての説明を行い、参加を促す。</p> <p>(5) 年間目標</p>			
	所管	年間利用者数	支援回数 (訪問・面接、連絡調整等)
令和2年度目標	保護第一課	200人	900回
	保護第二課	170人	800回
令和元年度実績 (見込み)	保護第一課	200人	900回
	保護第二課	170人	800回
平成30年度実績	保護第一課	79人	775回
	保護第二課	45人	644回
※令和元年度より高校生進路支援プログラム開始の為、利用者数増加			
3 管理運営			
<p>(1) 相談記録の作成及び管理 支援状況記録票に基づいてケースワーカー、生活困窮者自立支援事業の相談支援員に迅速かつ的確な支援報告を行う。評価会議を開催し、支援方針、方法の共有を行う。</p> <p>(2) 社会資源の情報収集と情報提供 通信制高校も含めた高等学校等の進学に関する情報、各種奨学金、貸付金等に関する情報及び支援上連携を必要とする機関の情報を収集し、必要に応じた情報を提供する。</p> <p>(3) 生活自立支援員も含めた情報共有 月に一回、各課の生活自立支援員も含めてミーティングを行うとともに、他課のまなび支援員、生活自立支援員にも各課の状況を伝え、支援状況や社会資源などの情報共有を行う。</p>			
4 その他			
<p>(1) 不登校やひきこもり、発達障害や精神疾患等、多様な特性や課題を持つ支援対象者への対応能力向上を図るため、精神保健福祉研修や生活困窮者自立支援事業従事者養成研修等の専門分野の研修に参加する。</p> <p>(2) 精神疾患等で養育上課題のある保護者に関しては、世帯の支援方針に応じて生活自立支援員とも連携して子どもの生活環境、学習環境の改善を図る。</p> <p>(3) 定時制・通信制高校の対象生徒に対して、無料職業紹介事業を利用した学業に支障が出ない適切な職業・アルバイトを紹介して行く。</p> <p>(4) 福祉事務所担当係と各課まなび支援員で連絡会を開催し、情報の共有と業務の標準化を行う。</p>			

1 事業の概況
<p>包括的施設支援事業（バックアップセンター事業）は、特人厚厚生部が運営主体となり、東京都の補助金と特別区の負担金により構成されている事業である。この事業のうち、「入所調整事業」を除く、「利用者支援事業」と「施設機能強化事業」を当事業団が受託し、経営管理課分室がこの二つの事業を実施している。特人厚が指定管理委託を行っている全施設が実施対象となっており、事業団のみならず、指定管理施設を受託している他法人にも事業サービスを提供している。</p> <p>平成30年度に策定された「あり方検討報告」では、各施設の利用者属性の変化に応じた、専門的個別支援の必要性が高まっているとされた。分室では、心理相談等専門相談事業や居宅確保のための支援事業を積極的に展開し、各施設の目的達成率の向上に寄与する。</p>
2 主要目標と取組
<p>(1) 包括的施設支援事業として受託した各事業を円滑に実施するとともに、実績の向上を図る。特に利用者属性に対応した心理相談や子ども支援を要する世帯などに、きめ細かに対応していく。</p> <p>①専門相談事業（心理相談、法律相談、他言語相談） ②居住支援事業（住宅相談、緊急連絡先確保、住宅契約支援） ③緊急一時保育事業 ④社会参加状況モニタリング事業（退所者訪問、電話相談、入所待機者モニタリング）</p> <p>(2) バックアップセンター研修事業（施設機能強化事業）を現場の状況に合った構成とするとともに、実情に即した充実した内容で実施する。</p> <p>バックアップセンター研修は、令和2年度も年間7回を予定している。各回のテーマや内容、講師については、特人厚厚生部厚生管理課と密接に協議し、各法人から参加している研修担当者連絡会に報告、意見を聴取し調整していく。</p>
3 管理運営
<p>(1) 経営管理課分室のバックアップセンター（支援部門）機能の強化</p> <p>バックアップセンター（支援部門）は平成18年4月に、指定管理制度導入に伴う「サービス水準の統一と一体的維持・向上」を図るため設置された。法律や住宅などの専門相談機能をバックアップセンターに集約し、施設単独ではできにくかった個々の施設利用者の専門相談ニーズに合わせて、各相談員が施設を巡回して速やかに対応できるようにしてきた。また、多様な事業者による施設従事職員及び関係者のスキルアップのため、運営法人の枠を超えた共同の研修等を企画、実施している。今後も、現場ニーズに敏感に取り組み、適切なサービスを提供していく。</p> <p>(2) 特人厚厚生部との連携</p> <p>厚生部厚生管理課とは、常に情報交換や共有を行い、適切かつ迅速な事業運営を行っている。特にバックアップセンター研修の実施では、研修内容の検討から、講師の選定、会場確保など、ほぼ共同して実施しており、時勢にあった質の高い研修を開催している。令和2年度も、同様に連携し、生活保護法の基本から、23区をとりまく児童福祉法の関係まで幅広く企画していく。</p>

1 施設の概況			
<p>当施設は、平成 28 年 4 月に開設し、地元区である江東区を始めとして、東京都、特別区人事・厚生事務組合、特別区と市部、そして地域の協力を得、順調に 5 年目の事業継続を迎えるところである。当所の特徴のひとつである直接申込入所については、都内の福祉事務所に情報が浸透したためか入所相談が増え、入所者の 7 割を超えるまでに至った。また、入所者数については、令和元年度年間を通じての施設利用率が 100%を超える見込みであり、市部からの新規入所者も計 12 人を受け入れている。</p> <p>所内作業については、従来のファスナー加工作業に加え、新たな事業者からの作業受託が始まり、通所利用者と協力しながら進めている。</p> <p>地域貢献事業の一環として実施している給食サービス事業や地元児童への学習支援事業は、利用者増も見られ好評を博している。また、ミニチュアホースとヤギの飼育については、地元住民や利用者へ癒しを与え憩いの場となっており、地域に根差した施設運営の一翼を担っているとともに、利用者の就労体験の場として貴重な支援資源ともなっている。今後は上記の地域貢献を活かし、地域の高校から学生ボランティアやインターンを受け入れ、地域の未来を担う学生へ社会体験の場を提供していく。</p> <p>事業団の民設民営の更生施設として、他の更生施設にはない特徴を生かしながら、より一層の利用者支援の充実のため、職員の支援技術の向上と施設運営に係る諸整備を図り、特別区を主とした都内の福祉事務所の負託に応えていかなければならない。</p>			
2 主要目標と取組			
<p>(1) 質の高い充実した利用者支援の提供 特に直接申込入所の増加に伴い、利用者の疾病や課題に、より重篤・複雑さが増していることなどから、高い知識と技術による緻密な支援を提供することにより、適切にステップアップを図り地域移行を目指す。</p> <p>(2) 定員充足に向けた入所の取組 空室情報の福祉事務所への迅速な提供とともに、電話による入所問合せにも積極的に対応することにより、入所を促進し効率的な施設運営を図る。</p> <p>(3) 利用者の能力に合わせた就労の実現 ① 就労訓練事業を非雇用型に特化し、就労先確保までの時間短縮を目指す。 ② 無料職業紹介所機能を活用し、利用者それぞれに見合った就労をマッチングする。</p> <p>(4) 地域移行への推進 退所後に安定した地域生活が継続できるよう、通所事業の利用を促進し、地域に定着することを支援する。</p> <p>(5) 公益的な取組の実施 ① 中学生までを対象とした学習支援を実施する。(8 月・3 月) ② 近隣の高齢者や幼児を対象とした給食サービスを実施する。(毎週水曜日の昼食) ③ 地域の断酒会へ、施設内の 1 室を会場として提供する。(毎週日・月曜日) ④ 「動物ふれあい広場」を開放し、利用者や地域住民に癒しと思いやりの心を育むようにするとともに、より地域に根差した施設運営を目指す。</p> <p>(6) 年間目標</p>			
	施設定員 (男性単身 100 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	年間目的達成率 (人/退所者数)
	令和 2 年度目標	100.0%	65.0%
	令和元年度実績 (見込み)	101.8%	60.0%
	平成 30 年度実績	103.5%	48.9%
3 管理運営			
<p>(1) 日常の援助 ① 利用者それぞれに異なる利用期間を設定した自立支援計画を策定し実行する。 ② 指導員のチーム制を活用し、担当指導員の不在時等にも対応できる支援を行う。 ③ 利用者との信頼関係を大切にし、特に栄養・服薬・金銭管理については合意を形成したうえで支援を進める。 ④ 個別に実施する自立支援を目的としたプログラム・支援を充実させる。 ⑤ 苦情解決制度や第三者評価制度を適切に運用し、利用者の権利擁護を徹底する。</p>			

<p>(2) 自立促進・転出促進</p> <p>① 入所前の見学において丁寧な説明を行い、施設利用の目的等を利用者と共有することにより、入所後の短期間での目的外退所の減少を図る。</p> <p>② 退所後の生活を見据えた社会資源等の情報を収集し、職員間で共有し活用する。</p> <p>③ 退所後、地理的理由などから通所事業を利用できない場合などは、「みのり舎」の利用に繋げ、支援の継続を図る。</p> <p>(3) 給食関係</p> <p>① 安心・安全な食事を提供していくため、徹底した衛生管理を進める。</p> <p>② 健康維持に繋がる食事、減塩・カロリー制限食等状況に応じた治療食を提供する。</p> <p>③ 栄養面を考慮したうえで、個人の嗜好や食習慣にも配慮した食事指導を実施する。</p> <p>④ 生活訓練室を利用し、食費の金銭管理と自炊訓練による、退所後を見据え適切な食習慣を目指した自立支援を行う。</p> <p>(4) 専門相談・諸行事</p> <p>① 秋祭り(9月) ② 大掃除(12月) ③ 保健栄養教室(年3回) ④ クリーンデー(毎月)</p> <p>⑤ 利用者懇談会(全体・フロア別・担当者別)(毎月) ⑥ 自衛消防訓練(毎月)</p> <p>⑦ 映画鑑賞会(毎月) ⑧ 囲碁・将棋教室(随時) ⑨ 調理実習・栄養相談(個別・随時)</p> <p>⑩ 健康相談(週2回) ⑪ 防犯講話 ⑫ 職業相談(個別・随時)</p> <p>⑬ バックアップセンター専門相談(個別・随時) ⑭ 隣接する塩浜福祉プラザまつりへの協賛</p> <p>(5) 消防・防災等</p> <p>① 火災・地震・夜間想定避難訓練、消火・避難器具の使用確認など、計画的な自衛消防訓練を実施する。また、消防署の協力を得て消火器具やAED等の使用指導、防災講話を行い、職員及び利用者の防災意識の維持向上を図る。</p> <p>② 利用者懇談会において随時、喫煙や火気の取扱いについて注意喚起を行うとともに、利用者の協力を得たうえで定期的に居室及び共用部分の点検確認を行う。</p> <p>③ 災害時のBCPについて、水害想定も含め、毎年改定する。</p> <p>④ 災害備蓄品について、在庫・消費期限の確認等、整備及び管理態勢の強化を図る。</p> <p>⑤ 福祉避難所(江東区指定)に係る物品整備を行う。</p> <p>⑥ 隣接する塩浜福祉プラザの避難訓練において、要救援者の介助を支援する。</p> <p>⑦ 最寄りの区や都内で行われている大規模防災訓練に職員が参加し、地域防災の意識を高める。</p> <p>(6) 職員会議等</p> <p>① 朝の引き継ぎ(毎日) ② 職員会議(月1回) ③ 支援会議(月1回)</p> <p>④ 給食連絡会(月1回) ⑤ 新塩崎荘・塩崎荘・本部連絡会議(月1回)</p> <p>(7) その他</p> <p>① 第三者評価の結果を分析し施設運営に反映させ、より良い施設づくりを図る。</p> <p>② 年次有給休暇を適切に取得することにより、ワークライフバランスの充実を図る。</p>
<p>4 保健衛生・環境整備</p>
<p>(1) 保健衛生</p> <p>① 個別の状況に応じた服薬管理 ② 入浴(週4回)、シャワー浴(毎朝)</p> <p>③ 理髪費の支給(月1回) ④ シーツ交換(月3回)、寝具乾燥(月1回) ⑤ 害虫点検(月1回)</p> <p>⑥ 胸部レントゲン(入所時、集団検診(年1回))、衣服・所持品検査(入所時)</p> <p>⑦ 手洗い・うがいの励行、インフルエンザ予防接種(冬季)</p> <p>⑧ 嘱託医による定期健康診査(年2回)</p> <p>(2) 環境整備</p> <p>① 長期修繕計画に基づく適切な建物管理・修繕 ② 設備の不具合への迅速な対応</p> <p>③ 厨房機器等の保守点検 ④ 専門業者の協力による就労訓練を兼ねた日常清掃</p> <p>⑤ 定期清掃(床、浴室、グリストラップ、受水槽、排水管等)</p> <p>⑥ 節電装置の利用による、使用電力量及び電気料金の削減</p>
<p>5 施設の社会化(地域交流事業及び施設機能強化推進事業)</p>
<p>(1) 新塩崎荘との施設説明会、福祉事務所の見学研修の実施</p> <p>(2) 社会福祉士養成校3校に対し、福祉について意欲・関心の高い学生を求め、効果的なプログラムに基づいた実習を実施し、福祉人材の確保を目指す。</p> <p>(3) 地域の高校へボランティアの募集とインターンを働きかけ、将来を嘱望される学生へ社会経験の場を提供していく。</p> <p>(4) 無料職業紹介事業及び就労訓練事業を通じて、地域住民に対しても適宜、職業斡旋を行う。</p> <p>(5) 通所事業を通じ、退所者のみならず地域において支援が必要とされる対象者を幅広く受け入れるとともに、実施機関と密な連携を図っていく。</p>

1 事業の概況																												
<p>通所利用者の主な支援内容は、金銭管理、服薬管理、給食の提供、自炊訓練、所内作業を中心に、地域での生活に根付かせるため自力で生活が可能になるような通所訓練を心掛けている。疾患がある方には積極的に通院同行を行い病状把握に努め、看護師や医療機関等と連携し、安定した地域生活と自立支援を図ってきた。また、就労を希望している利用者には、就労支援員による就労支援に繋ぎ、定着の促進を図っている。</p> <p>当所における通所事業では、施設退所者に限らず地元及び近隣区から被保護者を広く受け入れていく。所内作業については、更生施設塩崎荘利用者と通所利用者の合同で行っているものもあり、相互に連携して取り組んできた成果が出たと言える。今後は、更に利用者が通所したいと思えるような環境をつくり、日中の居場所となり得る魅力ある事業運営を進めていく。</p>																												
2 主要目標と取組																												
<p>(1) 金銭管理、調理実習、入浴・給食サービス等、安定した生活の継続に資する支援を行う。</p> <p>(2) 所内作業や就労訓練事業の実施、就労支援員による面談により、就労支援を行う。</p> <p>(3) 必要に応じ通院同行や服薬管理を行い病状把握に努め、また看護師や医療機関等と連携し、安定した地域生活と自立支援を図る。</p> <p>(4) 更生施設退所者や地域において支援が必要とされる対象者を積極的に通所事業に受け入れ、利用の促進を図る。実施機関ほか関係機関と密に連携し適切な支援を進め、通所事業終了後はOB・OG地域生活支援事業を活用し、安定した地域生活が継続できるよう、見守りを行っていく。</p> <p>(5) 年間目標</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業定員 (通所 35人 訪問 0人)</th> <th colspan="2">月初平均在籍率 (人/定員)</th> <th colspan="2">年間目的達成率 (人/終了者数)</th> </tr> <tr> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度目標</td> <td>100.0%</td> <td>—</td> <td>100.0%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和元年度実績 (見込み)</td> <td>72.0%</td> <td>—</td> <td>82.0%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年度実績</td> <td>69.6%</td> <td>—</td> <td>82.4%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					事業定員 (通所 35人 訪問 0人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)		通所	訪問	通所	訪問	令和2年度目標	100.0%	—	100.0%	—	令和元年度実績 (見込み)	72.0%	—	82.0%	—	平成30年度実績	69.6%	—	82.4%	—
事業定員 (通所 35人 訪問 0人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)																									
	通所	訪問	通所	訪問																								
令和2年度目標	100.0%	—	100.0%	—																								
令和元年度実績 (見込み)	72.0%	—	82.0%	—																								
平成30年度実績	69.6%	—	82.4%	—																								
3 管理運営																												
<p>(1) 居宅生活の安定に向けた支援</p> <p>① 所内作業の継続した運営を行うとともに、新たな作業内容を加え、やりがいを持って取り組めるよう支援する。</p> <p>② 利用者の依頼に基づき自宅鍵の預託を行い、規則に則り緊急時の対応に運用する。</p> <p>③ 看護師や医療機関と連携し、利用者それぞれに適した方法で服薬管理を行う。</p> <p>④ 日常的な相談や定期訪問によって生活状況を把握するとともに、必要に応じて医療機関へ同行し、病状把握に努める。</p> <p>⑤ 利用者との協議のうえ金銭管理を行い、居宅生活の維持を図る。</p> <p>⑥ 社会復帰促進事業を活用し、利用者の課題に沿った居宅移行支援を行う。</p> <p>(2) 更生施設の機能を活用した支援</p> <p>① 嘱託医の診察、看護師の健康相談、栄養士による栄養指導・調理実習等</p> <p>② 食事・入浴・洗濯サービスの提供</p> <p>③ バックアップセンター専門相談事業の活用 (法律相談、住宅相談等)</p> <p>④ 就労訓練事業や無料職業紹介事業の活用、及び就労支援員による就労支援</p> <p>(3) 行事</p> <p>① 利用者懇談会(月1回) ② 調理実習(月1回) ③ 生活講座(適宜)</p> <p>④ 秋祭り(9月) ⑤ 日帰り旅行(年1回) ⑥ 大掃除(12月)</p>																												
4 その他																												
<p>(1) 事業の周知 福祉事務所説明会等において福祉事務所の職員に広く通所事業を周知することにより、支援の幅を広げる。</p> <p>(2) 個人情報管理の徹底 利用者個人情報の取り扱いについては、事務所内はもとより特に訪問の際の外部への漏洩が起きないように、最新の注意を払うなど管理を徹底する。</p>																												

1 事業の概況

平成30年度末で特別区人事・厚生事務組合の包括的施設支援事業の内、就労支援事業は打ち切りとなった。

事業団では、経過期間として就労支援員を継続して配置し、厚生関係施設における就労支援のあり方を検討してきた。令和2年度からは、当施設に於ける無料職業紹介事業を拡充して、更生施設の就労担当指導員や宿所提供施設・宿泊所施設長と連携して就労支援の強化を図ることとした。

○就労支援コーディネーター

- ①施設からの要望に沿った求人事業者を開拓し、施設・事業者間の連絡調整を行う。
- ②トライアル就労協力事業者を開拓して就労継続体制の確保を図る。

○就労準備支援

ガイダンスを開催して、履歴書の記入指導や面接時のマナーの心構えなどの模擬面接を実施し、就労への不安解消と就労意欲の向上を図る。

○技能講習

施設でのビルクリーニング講習、介護施設等の協力による介護補助講習会を開催する。

○一般就労支援

- ①就労支援員が開拓した求人やハローワークの情報を施設に発信する。
- ②就労希望者に情報提供し、面接同行を行い入社書類の作成を助言する。
- ③就労状況を確認して必要な指導及び援助を行う。

2 主要目標と取組

(1) 施設（利用者）の要望を受けた求人開拓

- ①短時間就労や軽作業など就労先の開拓
- ②トライアル企業の確保と就労後の雇用の継続

(2) 就労に関する意欲喚起し、能力の向上

- ①巡回ガイダンスの開催（全施設月1回程度）
- ②ビルクリーニング講習（3日間月1回）、介護補助講習（2日間月1回）
- ③障害者雇用促進事業企業による講習会（年4回）

(3) 施設との連携強化

- ①所長会で就労支援業務実績表を提出
- ②施設長会での状況報告と要望聴取

(4) 所内作業の斡旋

製造業等から受注可能な作業を施設に紹介

(5) 年間目標

	求人確保数	就労者数
令和2年度目標	3,900	200
令和元年度実績（見込み）	3,550	192

3 管理運営

- (1) 施設の就労担当指導員との情報共有と連携強化を図るため連絡会を毎月開催する。
- (2) 施設に定期的に訪問し、個別就労相談やガイダンス等を通じた就労意欲の向上を図る。
- (3) 無料職業紹介事業の地域住民からの利用を促進する。
- (4) 就労準備の一環として塩崎荘での就労訓練事業を拡充し、他の施設からの利用を促進する。
- (5) 就労者のアフターフォローを行い継続した雇用を促進する。
- (6) 企業に対する説明会を開催して協力を促進する。
- (7) 各施設からの個人情報、適切・適正に管理する。

1 施設の概況														
<p>大きな事故等は無く、安定的に施設は運営されている。入所者数は、月初在籍数が平均 38.8 人と定員を大きく割り込んだ。都内の更生施設においては、定員確保が難しい施設が多くなっており、バックアップセンターとの連携、福祉事務所への広報活動を強化していかなければならない。</p> <p>防災対策としては、地元 3 町会が初めて実施した共同防災訓練へ参加した。また、台風 15 号で荒川が増水し、本木荘の所在地域で避難勧告が発令されており、荒川氾濫時には垂直避難できるよう、体制を整えながら対応した。本木荘は足立区より水防法による要配慮者利用施設に指定されたため、令和 2 年度に足立区の指示の基で、具体的な避難確保計画を策定しなければならない。</p> <p>目的達成率は 58.0%を割っており、令和元年度の年間目標に対し、厳しい状況が続いている。入所者は精神障害や発達障害、知的障害が半数以上となっている。障害特性に合わせた支援を実践していくため、日々少人数のミニカンファレンスを実施している。さらには、外部有識者を招いたケース検討会議を実施し、職員のスキルアップに努めている。</p> <p>利用者が引きこもり状態にならないように、日中活動の強化に取り組んだ。特にトライワーク・プログラムへ参加が難しい利用者に対して、ラジオ体操や保健栄養教室、行事等への参加促しを積極的に行い、参加者は増加している。</p> <p>地域連携においては、地域包括支援センター、絆のあんしんネットワーク、足立区こころの健康フェスティバルへの参加など、関係性の強化を図っている。</p>														
2 主要目標と取組														
<p>(1) 日中活動の推進及び強化 日中活動に参加できる機会を提供する。特に外部の就労や社会資源等の活用が難しい利用者へは、トライワーク・プログラムや健康増進等を目的とした行事を実施し、その内容の改善を図っていく。新たな試みとして、ものづくりのワークショップを開催する。</p> <p>(2) 専門的支援の質の向上 利用者の障害特性や疾病に合わせた専門的支援を実践する。外部有識者を招いた事例検討会を実施し、実践に取り入れる。 就労支援については、就労担当指導員を中心に職場全体で話し合う。塩崎荘無料職業紹介事業を活用し、本木荘での就労支援のあり方について検討、実践していく。</p> <p>(3) 地域と共に作る開かれた施設 地域の一員としての自覚をもち、地域行事などに参加し、施設の社会化を推進する。地域の高齢者が参加できる「本木荘地域食事会」を継続していく。足立区「絆のあんしんネットワーク」との連携を強化していく。地域の防災訓練に参加する、</p> <p>(4) 利用者の安全安心の確保・リスク管理能力の向上 本木荘の地域性を考慮した、大規模災害を想定した防災対策を講じる。水防法に対応した避難確保計画を策定する。BCP の見直しを適宜行う。</p> <p>(5) 年間目標</p> <table border="1" data-bbox="331 1512 1257 1738"> <thead> <tr> <th>施設定員 (男性単身 50 人)</th> <th>月初平均在籍率 (人/定員)</th> <th>年間目的達成率 (人/退所者数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度目標</td> <td>100.0%</td> <td>65.0%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度実績 (見込み)</td> <td>78.0%</td> <td>58.0%</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度実績</td> <td>96.5%</td> <td>50.0%</td> </tr> </tbody> </table>			施設定員 (男性単身 50 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	年間目的達成率 (人/退所者数)	令和 2 年度目標	100.0%	65.0%	令和元年度実績 (見込み)	78.0%	58.0%	平成 30 年度実績	96.5%	50.0%
施設定員 (男性単身 50 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	年間目的達成率 (人/退所者数)												
令和 2 年度目標	100.0%	65.0%												
令和元年度実績 (見込み)	78.0%	58.0%												
平成 30 年度実績	96.5%	50.0%												
3 管理運営														
<p>(1) 日常の援助（適切な個別支援の推進）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者・福祉事務所の意向を反映した個別自立支援プログラムを活用する。困難ケース、進捗が思わしくない利用者等について、ケース検討会等を実施し、課題解決を図る。 ②朝の引継ぎで利用者情報の共有を徹底し、自立支援会議等でのケース検討の時間を増やす。 ③心理相談員、医療機関、専門機関等と連携を強化させる。 ④入所時に苦情解決制度を利用者全員に周知し、利用者の権利擁護を徹底する。 <p>(2) 自立促進・転出促進（就労・居宅生活に向けての支援）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①トライワーク・プログラムの運営体制を変更・改善し、より参加しやすい内容とする。 														

<ul style="list-style-type: none"> ②ワークショップ（コースター・ミサンガ・カードケース等の制作）を開催し、もの作りの楽しさを感じてもらおう。トライワークへの興味関心を高める。（年6回） ③新たな就労支援体制作り、就労ガイダンスの実施（年6回）。 ④「ステップハウス」「保護施設通所事業」「社会復帰促進事業」を積極的に活用する。 ⑤施設の生活訓練室を活用し、単身生活に向けた自炊訓練を実施する（原則3カ月間の利用）。 ⑥利用者の状況に即した退所先の確保 <ul style="list-style-type: none"> （ア）自立支援会議・ケース検討会等で検討し、状況に即した退所促進 （イ）不動産情報の提供及び住宅相談を活用してのアパート転出支援の促進 （ウ）円滑な地域生活への移行を目的とした、みのり舎の情報提供 (3) 給食関係（適切な食事の提供） <ul style="list-style-type: none"> ①利用者の健康状態に応じた治療食（アレルギー食、きざみ食、糖尿病等）の提供 ②朝食時の粥食・パン食の選択、選択食（月2回）、誕生日食事会（月1回）、バイキング食事会（年2回）の実施 ③郷土料理の提供（月1回） ④季節の和菓子提供 ④健康意識向上の卓上メモ ⑤調理実習（月1回） ⑥防災食試食会（年1回） (4) 諸行事 <ul style="list-style-type: none"> ①定例行事（月1回）利用者懇談会（全体、フロア別、作業）、アルコール関係ミーティング ②その他の行事 夏祭り（年1回）、散策会（年2回）、カラオケ会（年2回）、餅つき会（年1回）、太極拳教室（年9回）、ボウリング会（年2回）、ソフトボール会（年7回）、防災学習会（年2回）、作業懇親会（年1回） (5) 消防・防災等 <ul style="list-style-type: none"> ①自衛消防訓練（月1回）総合訓練、地震・水害想定防災訓練、火災想定避難訓練 ②防災体制の整備・強化 BCPの点検整備、非常用備品の定期点検、水防法による避難確保計画策定、上級救急救命講習会の受講と更新、消防署員による講話の実施 (6) 職員会議等 <ul style="list-style-type: none"> ①各職員利用者報告（毎朝）、②自立支援会議（月2回）、③職員会議（月1回） ④給食連絡会（月1回）、⑤ケース検討会（年6回）
<p>4 保健衛生・環境整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生（健康状態の把握・生活向上と健康増進） <ul style="list-style-type: none"> ①嘱託医による入所時健診及び看護師による入所面接と健康相談（随時） ②嘱託医健康相談（週2回） ③服薬管理と自己管理への移行援助（随時） ④定期健康診断（年2回） ⑤インフルエンザ予防接種（年1回） ⑥保健栄養教室（年5回） ⑦居室状況チェック（月1回）利用者への助言等の実施 ⑧ラジオ体操（月～土の朝） ⑨体重測定（月1回） ⑩健康カード利用推進 (2) 衛生保持・感染予防（衛生習慣習得による疾病予防） <ul style="list-style-type: none"> ①手洗い・うがいの励行（随時） ②入浴（週4回）（夏季シャワー浴追加） ③シーツ交換（月3回） ④寝具乾燥（月1回） ⑤理髪（月1回） (3) 環境整備（施設内外の清掃徹底） <ul style="list-style-type: none"> ①利用者による施設内外の清掃（各階掃除当番、季節毎の全員参加の大掃除） ②委託専門業者による床・ガラス清掃、カーテンクリーニング、防虫消毒の実施 ③快適性向上のための施設整備（花壇植栽美化、緑化推進等） ④フロア別衛生管理の実施
<p>5 施設の社会化（地域交流事業及び施設機能強化推進事業）</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域との交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センター・近隣保育園と連携した事業・行事（保健栄養教室、夏祭り、餅つき等）を実施して、地域住民と交流する機会の提供 ②足立区主催のアルコール問題連絡会、精神保健福祉情報ネットワーク、おりづる会、足立区こころの健康フェスティバルへの参加 ③地域の防災訓練への参加 ④足立区「絆のあんしんネットワーク」絆あんしん連絡会の参加 ⑤足立区給食研究会への参加、交流促進 ⑥地域包括と連携した地域食事会の実施（週1回） ⑦足立区所管の公園清掃の実施（週2回） ⑧地域清掃クリーンデイの実施（月1回） (2) 福祉系大学等の実習生受け入れ（令和元年度5校6名受入予定） (3) 施設説明会の実施、積極的な施設見学の受け入れ

1 施設の概況				
<p>本木荘を退所した利用者が、地域で安定した生活が送れることを目的に、保護施設通所事業を実施している。利用者は本木荘退所者が中心である。精神障害、知的障害、発達障害等を抱えている利用者が多く、医療機関等との連携を強化している。</p> <p>支援プログラムの中心は、本木荘トライワーク・プログラムである。日中の活動先、就労訓練、生活リズムの確立など多様な目的で機能している。地域包括支援センターと連携しての地域行事への参加も推進している。部屋に引きこもらないように、日中活動への参加をはたらきかけている。</p> <p>ステップハウスや社会復帰促進事業も用いて、円滑な地域移行支援を実施している。金銭管理や依存症等の課題が表出し、単身生活継続が困難になった場合は、本木荘に再度入所受け入れをしている。また、単身居宅生活が困難になった利用者には、本木荘への緊急宿泊を行っている。</p> <p>安否確認を徹底し、利用者の安心・安全確保を実践している。</p>				
2 主要目標と取り組み				
<p>(1) 本木荘トライワーク・プログラム、更生施設機能等を活用した支援の提供</p> <p>(2) 依存症の利用者への新たな支援の在り方について検討</p> <p>(3) 福祉事務所、病院等の関連機関と連携した包括的な支援の実施</p> <p>(4) 定期的な安否確認による利用者の安全確保</p> <p>(5) 年間目標</p>				
事業定員 (通所 23人 訪問 2人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)	
	通所	訪問	通所	訪問
	令和2年度目標	100.0%	100.0%	100.0%
	令和元年度実績 (見込み)	93.0%	65.0%	85.0%
平成30年度実績	86.1%	40.0%	100.0%	50.0%
3 管理運営				
<p>(1) 日常の援助 (施設の設備・専門機能サービスの提供)</p> <p>①本木荘トライワーク・プログラムによる中間的就労の提供</p> <p>②更生施設機能を活用したサービス提供 (食事・入浴・洗濯等のサービス提供)</p> <p>③嘱託医・看護師による健康相談 (服薬状況等健康管理支援)</p> <p>④栄養士による食事指導 (栄養相談・調理実習等栄養管理支援)</p> <p>⑤求職相談、就労支援</p> <p>⑥バックアップセンター利用者支援事業の活用 (心理相談・法律相談等)</p> <p>⑦依存症利用者への新たな支援の在り方について検討</p> <p>(2) 個別プログラム</p> <p>①日常生活支援 (各種事務手続き、対人関係調整等)</p> <p>②金銭管理支援 (家計費等の状況確認と助言、預り金を含む金銭管理等)</p> <p>③衛生管理支援 (居室清掃、入浴・洗濯の確認、ゴミ出し援助等)</p> <p>④関係機関との連携、社会資源の活用支援</p> <p>(3) 諸行事 (集団プログラム)</p> <p>①通所事業単独行事 通所懇談会 (月1回)、調理実習 (随時)、バーベキュー、散策会、カラオケ会、食事会、ボウリング会</p> <p>②更生施設合同行事 保健栄養教室、夏祭り、ソフトボール、太極拳、地域包括支援センター合同行事、もちつき大会、作業懇親会、防災食試食会</p>				
4 その他				
<p>(1) 緊急時の対応</p> <p>①緊急時の電話相談</p> <p>②安否不明の利用者に対し電話連絡及び緊急訪問</p> <p>③居宅生活が一時的に困難となった利用者に対して更生施設を利用した緊急宿泊対応</p> <p>(2) 地域における被保護者の積極的受け入れ</p> <p>(3) 保護施設通所事業利用者OBのアフターケア (OB・OG地域生活支援事業)</p> <p>(4) 包括支援センター等関係機関との各種行事を通じた地域交流促進</p> <p>(5) 震災時の連絡や対応方法について継続的に啓発・指導</p>				

1 施設の概況

けやき荘の利用者の約 9 割は精神疾患や発達障害、軽度知的障害等の生活上の困難を抱え、その多くが他の疾病も併せ持っている。複雑な生育環境や生活歴を背景に、DV や性暴力の被害による生きづらさを抱え、表出する症状が複雑化している。自尊感情や自己肯定感の低さから人間関係が上手く築けず、自傷行為や逸脱行動を繰り返す人も少なくない。これらのことから、主体的な目標を持って入院や非正規退所となる利用者もいる。

こうした状況の中、令和元年度より指導員 2 名と看護師 1 名が増員された。配置基準を上回る職員数の強みと高い専門性を生かして、利用者が安全安心と感じられる場を提供し、疾病管理と安定した日中活動の確保により、生活意欲の向上を図っている。

2 主要目標と取組

(1) 専門性を生かした利用者支援の充実

自立支援計画を見直し、各専門職が関与し、活用することで、専門的視点に立脚したアセスメントと支援を展開する。

(2) 日中活動の充実

- ①手芸品を製作する所内作業に担当職員を配置し、作業を通じて利用者の可能性を発見し、支援に活かすサイクルを作る。
- ②近隣ボランティアや企業の社会貢献活動の活用と、職員による多彩な「けやきプログラム」の提供。「けやきプログラム」の目的を明確にし、利用者が主体的に取り組む活動を提供する。
- ③区内福祉作業所等ネットワークに登録し、利用者も外部販売活動に参加。また地域貢献活動である地域住民食事会に利用者が職業体験として参加出来る機会を提供する。
- ④塩崎荘無料職業紹介事業と連携し、技能講習会参加を推奨。「けやきプログラム」において、定期的に就労準備支援を行う「ジョブカフェ」を実施する。

(3) 地域との良好な関係の維持

年間を通じて町会行事に参加をして交流を深め、地域に根差した施設運営を行う。

(4) 年間目標

施設定員 (女性単身 30 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	年間目的達成率 (人/退所者数)
令和 2 年度目標	100.0%	75.0%
令和元年度実績（見込み）	87.3%	75.0%
平成 30 年度実績	99.1%	71.6%

3 管理運営

(1) 日常の援助

- ①利用者本人の主体性を重視した自立支援計画の作成と支援の実施
- ②生活リズムの回復と生活意欲の向上にむけて、所内作業と「けやきプログラム」を実施

(2) 自立促進・転出促進

- ①保護施設通所事業、ステップハウス（2 室）を活用した地域生活移行と定着支援
- ②利用者を対象としたグループホーム、老人ホーム等の社会資源見学会の実施
- ③外部専門家をスーパーバイザーとして招聘した事例検討会の実施（年 4 回）

(3) 給食関係

- ①利用者の健康状態に合わせた安全で適切な食事の提供
 - ・個別栄養カルテの作成と活用
 - ・治療食、きざみ食、アレルギー食、セット食への対応
 - ・多彩な行事食や選択食の実施
 - ・食中毒防止等への積極的取組と食堂の衛生保持

・嗜好調査、満足度アンケートの結果を反映させた給食の提供 ・減塩の取り組み

②季節感を取り入れたメニューの充実

・心の安定につながる豊かな食事メニューの提供 ・誕生日会食の実施

③居宅生活に向けた栄養指導

・栄養教室（年4回） ・調理実習（年10回） ・個別調理実習 ・転宅に向けた食事指導

(4) 諸行事

①歩行会 ②教養講座（年9回） ③花見会 ④町会夏祭り ⑤クリスマス会 ⑥新春懇談会

⑦もちつき ⑧地域行事（ごみゼロデー、地域センター祭りでの自主製作品の出品等）

(5) 消防・防災・防犯対策等

①自衛消防訓練（火災、地震、風水害、夜間等多様な場面を想定した訓練、月1回）

②地域防災訓練、避難所開設訓練等に利用者・職員ともに参加（12月）

③BCPの整備・点検、非常用備品の定期点検と補充

④消防用設備、非常通報装置等定期点検実施

⑤不審者・防犯対策として、防犯カメラ（3台）と門扉インターフォンにより外来者を常時確認するほか、夜間帯も定期巡回を実施する。

(6) 職員会議等

①会議 朝の引継ぎ（毎朝）、職員会議（月2回）、給食連絡会（月1回）

②その他連絡会議 東社協の更生福祉部会、児童・女性福祉連絡会への参加

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

①利用者の健康回復と維持管理（生活歴・年齢・疾病の個別性に応じた支援）

・利用者の服薬管理、指導 ・嘱託医による健康相談 ・定期健康診断 ・健康教室

・インフルエンザ予防接種 ・手洗い、うがいの励行 ・血压体重測定

・入所時心理状態の簡易検査の実施 ・職員作成による健康季刊誌「ツリー」の発行と掲示

②衛生的な生活環境の確保

入浴（週4回）、夏季シャワーの実施、シーツ交換（月3回）、寝具乾燥（月1回）、

防虫調査（年6回）、クリーンデー（月1回）、居室及び共用部分の床清掃（年6回）

(2) 環境整備

①利用者による共用部清掃の推進

②建物、設備の適切な維持管理と迅速な修繕対応

5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）

(1) 地域交流事業

①昭和53年の施設開設以来「けやき荘地域連絡協議会」を毎年開催し、地域住民の方々の意向を反映させた施設の円滑な運営を実施。

②町会との連携（納涼盆踊りへの出店と看護師派遣協力、AEDの常設、地元社協連絡会に参加）。

③近隣住民も対象とした地域公開講座の開催（年2回）。

④地域の方への食事サービスの実施（月2回）。 地域住民へ地域開放室の貸出（随時）。

(2) ボランティアと実習生の受け入れ

①「けやきプログラム」における地域住民ボランティアの活用（月平均6名）。

②地元目白大学をはじめ福祉士養成校からの実習生の受け入れ（4校4名）。

(3) 福祉事務所、医療機関向け施設説明会の開催（年各1回）。

1 施設の概況																												
<p>利用者が地域で安定した生活を継続できるよう支援している。個別支援では、段階的な地域生活への移行を目指し、ステップハウス等を活用した支援を実施している。特に地域で孤立しないよう居住地域の社会資源へ結び付けることを重視している。利用者の3割が60歳以上の為、訪問看護など精神保健福祉分野だけでなく、介護サービス導入を積極的に行っている。集団支援ではミーティングとミニ行事を毎月実施。各種行事を通して利用者相互の関係づくりを支援し、居場所を持てるよう取り組んでいる。女性更生施設の強みを生かし、地域生活を支える取り組みを展開している。</p>																												
2 主要目標と取組																												
<p>(1) 専門性を生かした利用者支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安定した自立生活のため、地域・関係機関とネットワークを組んで専門的な支援を実施する。 ② 給食、入浴サービスの利用を通じ、地域生活の安定を図る。 ③ 訪問看護や医療デイケアなど、地域の社会資源を活用した地域に根付いた支援を実施する。 <p>(2) プログラム・所内作業や各種行事を通じた潤いのある生活継続の支援。 行事等を通じて日常にメリハリをつけ、安定した地域生活の継続を図る。</p> <p>(3) 年間目標</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業定員 (通所 14人 訪問 1人)</th> <th colspan="2">月初平均在籍率 (人/定員)</th> <th colspan="2">年間目的達成率 (人/終了者数)</th> </tr> <tr> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度目標</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度実績 (見込み)</td> <td>100.0%</td> <td>58.3%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度実績</td> <td>91.0%</td> <td>183.1%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>					事業定員 (通所 14人 訪問 1人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)		通所	訪問	通所	訪問	令和2年度目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	令和元年度実績 (見込み)	100.0%	58.3%	100.0%	100.0%	平成30年度実績	91.0%	183.1%	100.0%	100.0%
事業定員 (通所 14人 訪問 1人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)																									
	通所	訪問	通所	訪問																								
令和2年度目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																								
令和元年度実績 (見込み)	100.0%	58.3%	100.0%	100.0%																								
平成30年度実績	91.0%	183.1%	100.0%	100.0%																								
3 管理運営																												
<p>(1) 居宅生活安定に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活支援 (通所・訪問を通じた生活把握、個別の事情に即した支援を行う) ② 健康管理支援 (医師、看護師と連携し見守る。服薬管理は段階的に自己管理に移行する) ③ 栄養管理支援 (栄養士による喫食状況の確認、利用者のアパートでの個別調理指導や近隣スーパーでの買い物支援を実施) ④ 金銭管理支援 (家計費の状況把握と計画的支出の支援、預り金を含む金銭管理) ⑤ 衛生管理支援 (居室清掃、入浴、洗濯、服装の確認、ゴミ出しの支援) ⑥ 就労活動支援 (所内作業の継続、求人情報提供、履歴書作成支援、就労支援員の活用) ⑦ 関係機関連絡調整 (福祉事務所、訪問看護ステーション、保健所、医療機関等) <p>(2) 更生施設の機能を活用した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所内作業機能の活用 (通所利用者が新規メンバーに教える立場を担うことによるいきがい支援。転居後も継続参加する事で環境変化を防ぎ、体調の安定を図る) ② けやきプログラムの活用 (メンバー同士の交流を通して生活の潤いを提供する) ③ 食事・入浴・洗濯サービスの利用 (回数券制度の導入により連続利用を促進) <p>(3) 諸行事 通所ミーティング (月1回) 歩行会 (年2回) クリスマス会 (年1回) 防災講座 (年1回)</p>																												
4 その他																												
<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時の対応 (電話相談と訪問による安否確認や応急対応、通院・入院同行の実施。) (2) 保護施設通所事業終了後はOB・OG 地域生活支援事業や障害福祉サービス事業みのり舎を積極的に活用し、地域生活の継続を支援する。 																												

1 施設の概況

淀橋荘の利用者は、各種精神科領域の疾病・障害を抱える者や高齢者が常時過半数を超える状況が続いているが、当施設は多人数部屋が中心であり、利用者によっては、施設環境下での共同生活の原因でストレス等が発生する場合も懸念される。そのため、入所前に施設の事前見学の徹底や一時入所事業の体験入所を推進している。今後も引き続き入所調整後のキャンセル防止等を推進し、施設利用率向上のために努力をしていく。

利用者の支援に関しては、昨年度は職員加配が実施されたことで、丁寧な支援の強化につながり目的達成率も向上してきた。引き続き更生施設として専門的支援能力の更なる向上を目指し、利用者の多様なニーズに応じていく。通所・訪問事業および併設の宿所提供施設淀橋荘と連携し、生活支援・自立支援・アフターケアにおける施設機能の総合力を高める。

また、夜間・休日の少数職員体制下でも対応出来る BCP の抜本的な見直しと定期的な訓練を実施し、火災・地震だけでなく近年頻発する風水害等の大規模自然災害に備える。

地域機関等との連携については、今年度は新たに新宿区福祉法人連絡会の活動を通して、福祉ネットワークの拡大と公益的な取り組みに貢献していく。

2 主要目標と取組

(1) 施設の利用促進および在籍率の向上

- ① 更生施設の利用を検討している本人、実施機関、医療・精神保健関係者向けの施設見学会を定期開催する。また、一時入所事業による体験入所の利用を推進する。
- ② 入退所予定、予期せぬ退所、調整期間及びキャンセル等を見込んだ入所依頼を実施する。

(2) 専門的支援の強化

- ① 所内作業に自主製品製作を取り入れて作業メニューを充実する。
- ② 塩崎荘無料職業相談事業と連携し、施設内の就労相談・就労支援を再構築する。
- ③ 単身居宅生活のアセスメントと生活訓練にステップルーム(個室)の運用
- ④ 所内プログラムの充実、通所・訪問事業によるアフターケアの強化等、各種アセスメント項目の見直しなど、淀橋荘の専門的支援の総合力を更に高める体制の構築と人材育成を図る。

(3) 指定管理更新と救護転換を見据えた諸課題の整理

- ① 指定管理期間の中間点にあたるため、受託時の事業提案事項について適宜見直す。
- ② 厚生関係施設運営協議会等における関連情報の収集に努める。
- ③ 次期指定管理における救護施設転換を見据えた諸課題を検証し整理する。

(4) 地域ネットワークの強化

- ① 地元町会との交流を維持し、地域行事等への参加と協力を推進する。
- ② 新宿区の作業等ネットワークと新規加入した社会福祉法人連絡会の活動に参加・協力することを通じて、福祉ネットワークの拡大と地域福祉に貢献する。

(5) 災害時対策の強化

実効性の観点から、BCP、防災訓練、備蓄品を再検証し見直す。

(6) 年間目標

施設定員 (男性単身 70 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	年間目的達成率 (人/退所者数)
令和 2 年度目標	100.0%	70.0%
令和元年度実績 (見込み)	82.0%	68.0%
平成 30 年度実績	87.0%	49.5%

3 管理運営

(1) 日常の援助

- ① 利用者に対してきめの細かい声掛けや面接、居室訪問を実施していく事で、生活状況、健康状態、ストレスの把握等、常に状況が把握出来る支援を実施する。
- ② 利用者個々の能力に応じた個別プログラムの策定と計画的支援を実施する。
- ③ 各種会議・朝の引き継ぎ等を活用し情報共有を図り組織全体で支援を行う。
- ④ 利用者の権利擁護を行うため、各種懇談会やケースカンファレンス等の活用や、常設の意見箱への投書等を活かし、常に最良の方針に繋がるよう支援していく。

(2) 自立促進・転出促進

- ① 通過型救護施設への移行も考慮した所内プログラムを作成、構築する。
- ② 塩崎荘無料職業紹介事業と連携をしながら、利用者個々の状況に合わせた就労を調整、紹介し、就労後も定期的に状況を確認、全体共有していく。
- ③ 所内作業等を自立意欲の醸成として活用し、丁寧な段階を踏みながら社会的自立を図る。

(3) 給食関係

- ① 昨年度に引き続き食事の喫食率の向上と食材ロスの低減を図ると共に、様々なバリエーションの食事を提供することで、食の楽しみを感じられる食事を提供する。
- ② 定期的に食事会を実施し、通所利用者が地域で孤立する事が無い様、常に見守りを行う。

(4) 諸行事

- ① 毎月の定例行事として、クリーンデー、居室クリーンデーや、通所事業との連携により、書道教室、絵画教室（年12回）調理実習（年10回）や散歩会（年2回）を実施する。
- ② 淀橋市場祭りや地域のお祭りに積極的に参加、協力することで地域との交流を深める。

(5) 消防・防災等

地元町会との災害時応援協定による有事の協力体制を継続しながら、地域主催の防災訓練、（年1回）への参加や、施設独自の自衛消防訓練（月1回）、宿提との合同訓練を実施する。

(6) 職員会議等

毎朝の引き継ぎや定例会議（職員会議月1回、支援会議月2回）を通じ、情報共有を徹底する。

(7) 定期的な施設見学会を開催し、関係機関等に対して積極的に利用を促していく。

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

- ① 利用者が作成する「健康表」を活用し、毎月開催する「健康講座」を通して心身の健康増進を図る。
- ② 手洗いの励行やマスク・消毒薬の常設などで感染症の集団発生を予防する。
- ③ 定期的な布団乾燥やシーツ交換に加え、防虫調査・消毒を実施していく。
- ④ 入所時の生活害虫確認を徹底し、居室内発生を事前防止することで施設の衛生環境を保つ。

(2) 環境整備

- ① 経年劣化した部分を速やかに修繕し、環境整備を進めることで居住性の維持向上を図る。
- ② 定期的にクリーンデーを実施し、施設内外の環境整備により潤いのある施設環境を作る。

5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）

- ① 近隣の市場協会が主催する市場祭りへの参加を始め協力し更なる地域交流を図る。また、有事の社会的貢献も加味し地域防災訓練に参加する。
- ② 区内の更生保護施設連絡協議会や社会福祉協議会へ参加するほか、関東管内更生保護施設職員研修や実習生（4校5名）を受け入れる。また、大学ゼミを交えた事例検討会を開催する。（年2回）
- ③ 福祉事務所、各種病院、民生委員等を対象とした施設説明会や見学等を積極的に実施する。
- ④ 新宿区法人連絡会の活動を通じて、地域福祉の向上に協力していく。

1 施設の概況

淀橋荘は併設の宿所提供施設の退所者も本事業を利用しているのが特徴。最近では、更生本体で障害福祉サービスの併用が不可能な現状もあり、地域の社会資源に繋ぐまでの比較的短期間の利用ニーズが高まっている。その一方で、制度の狭間にあって他法福祉サービスの利用が困難なケースも多く、約半数は複数年の利用期間となっている。地域生活の孤立を防ぎ社会的自立を促進することを基本理念とし、個別支援をベースとして人的交流や社会参加の機会を提供している。個別課題は居宅訪問等による早期発見と早期介入に努めて生活破たんを防いでいる。また、更生には所内作業を中心とする集団プログラムが、宿提には女性向けの行事等があり、併設施設のメリットを活かした通所プログラムの充実に創意工夫している。

2 主要目標と取組

(1) 通所頻度の向上

自己有用感の醸成や生活・健康の維持向上に資する所内作業や食事サービス利用の促進の他、通所室を有効活用した日中活動プログラムなどの参加満足度が高い行事等を充実し、コミュニケーション機会の拡大と通所頻度の向上を図る。

(2) 居宅の被保護者の利用促進

居宅の被保護者が保護施設通所事業を利用可能（定員の 3 割まで）なことを近隣実施機関に PR し、利用促進する。

(3) 地域の障害福祉サービスの利用に繋がるまでの支援

更生入所中は障害福祉サービスを併用できないため、居宅移管後に本事業を活用する。

(4) OB・OG 地域生活支援事業等の活用

OB・OG 地域生活支援事業と淀橋荘独自の福祉就労支援事業を活用し、通所事業の新たな需要への対応と制度上の制約を補完する。

(5) 年間目標

事業定員 (通所 33 人 訪問 2 人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)	
	通所	訪問	通所	訪問
令和 2 年度目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
令和元年度実績（見込み）	93.7%	100.0%	60.0%	50.0%
平成 30 年度実績	78.1%	50.0%	70.0%	—

3 管理運営

(1) 日常の援助

- ① 定期的な安否確認と緊急時の居室確認支援
- ② 更生施設機能を活かし、一時入所事業による緊急宿泊等の対応
- ③ 居宅生活の維持に特に重要な金銭管理や各種手続き支援
- ④ 週に 1 回無料で食事を提供する食事サービスや調理実習の実施
- ⑤ 嘱託医・看護師による健康相談
- ⑥ 通所室を整備し、居場所・交流の場を提供
- ⑦ 所内作業による日中活動の機会を提供

(2) 個別プログラム

- ① 日常生活支援・金銭管理支援・衛生健康管理支援・栄養管理支援・専門相談支援等各種支援
- ② 地域社会資源との相互連携を推進し、支援主体を施設から積極的に移行

(3) 諸行事

- ① 毎月実施：通所利用者懇談会・絵画教室・書道教室・
- ② 定期実施：所内作業（随時）・散歩会（年 4 回）・クリスマス会・その他諸行事（不定期）

1 施設の概況

千駄ヶ谷荘は、「あり方検討報告」に基づき、令和元年度より就労特化型更生施設から一般更生施設へと変更され、新たな歴史を歩んでいくことになった。

一般更生への変更後、就労支援以外の入所希望者の受入れも可能になり、精神疾患や発達障害、身体障害等を抱える利用者も増加した。これまでとは施設利用目的が違う利用者を受け入れる体制を構築し、福祉事務所や入所希望者のニーズに積極的に応えてきた結果、令和元年 11 月現在の月初在籍率は昨年度の 84.7%から 90.4%に上昇した。

支援内容においては、これまでの就労特化型更生施設として蓄積してきたノウハウを活用し、就労準備や就労訓練といった新たな支援プログラムを構築するため、利用者による所内清掃のトライワークを開始した。今後も更なるトライワークメニューの拡充を検討し、多様な利用者ニーズに応じていく。また、就労以外の支援が必要な利用者には、所内の専門職やバックアップセンターの専門相談をはじめ、地域の精神保健福祉関連機関と連携を図り、重層的な支援を展開していく。特にデイケア先のクリニックとは定期的な連絡会等を提案し、隙間のない支援体制の構築を図る。

新たに一般更生施設としてスタートした千駄ヶ谷荘が、これまで以上に地域社会に貢献していくためにも、取組みの一つひとつを丁寧に実施していく。

2 主要目標と取組

(1) 利用者支援の充実

- ① 就労準備性を整えるトライワークプログラムの継続及びメニュー拡充を図る。
- ② 若年者向けのグループワーク「駄弁会」を継続開催し、自立促進強化を図る。
- ③ 精神疾患等を抱える利用者には、その特性に合わせて専門機関と連携した支援を実施する。
- ④ 法人の無料職業紹介所と緊密に連絡し、利用者一人ひとりに合った就労支援を実施する。
- ⑤ 新たにフロア懇談会を開催し、利用者の細かいニーズを把握することで、より快適な施設運営を図る。

(2) 地域福祉への貢献と関係機関との連携強化促進

- ① 地元商店街と行事参加等による協力関係を構築し、地域の活性化に貢献する。
- ② クリーンデーでの町内清掃等を通じて、地域貢献を行う。

(3) 一時入所事業の積極的な受入れ

精神科病棟の長期入院者に、施設利用の試験的な機会を提供するとともに、地域生活が困難となった保護施設通所事業利用者を一時的に保護し、積極的に支援を展開していく。

(4) 人材育成

- ① 個別研修計画の策定。
- ② OJT 面談を月 1 度実施。
- ③ 個人の適正に合わせた事務分担。
- ④ 定期的な勉強会の実施。

(5) 年間目標

施設定員 (男性単身 60 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	年間目的達成率 (人/退所者数)
令和 2 年度目標	100.0%	70.0%
令和元年度実績（見込み）	93.6%	70.0%
平成 30 年度実績	86.8%	68.1%

3 管理運営

(1) 日常の援助

- ① 所内の専門職の意見も反映させ、利用者特性に応じた精度の高い自立支援計画書を作成する。
- ② 精神疾患や知的および発達障害、依存症を抱える利用者への支援は、バックアップセンターの心理相談員の所見を参考に、医療や精神保健関係機関と連携を図り、専門的な支援を実践する。

- ③ 会議等で困難ケースを全体共有し、組織的な支援を実践する。また、ケース検討で外部有識者を招聘し、施設全体として利用者支援のスキルアップを図る。
- ④ これまでも若年者支援として実施してきた相互で気付きを促す「駄弁会」は継続開催する。
- ⑤ 利用者懇談会や第三者評価による利用者アンケート、及び苦情解決制度を活用することで、利用者の意見を常に施設運営に反映させる。
- (2) 自立促進・転出促進
 - ① 入所前見学時から施設の利用目的を利用者と明確に共有し、自立促進を意識付ける。
 - ② 就労ガイダンスや所内作業を通じ、利用者の特性に合わせた就労準備支援を実施する。
 - ③ 清掃当番制による施設運営への貢献から社会参加への意識醸成につなげる。
 - ④ 施設管理から自己管理が実践できるような服薬および金銭管理を指導していく。
 - ⑤ 不動産情報の提供、住宅相談員制度を活用した的確な転宅支援を実施する。
 - ⑥ 保護施設通所事業や OB・OG 地域生活支援事業を活用した地域生活継続支援を実施する。
 - ⑦ 地域生活に課題が残る利用者に対し、ステップハウスや社会復帰促進事業を活用する。
- (3) 給食関係
 - ① 利用者の健康状態に応じた食事を提供する（塩分・カロリー制限、アレルギー対応食等）。
 - ② 朝食のご飯またはパンの選択、欠食申請者の急な喫食要望に応える追加食提供（復活食）を実施し、柔軟な喫食機会を提供することで、生活習慣及び体調の改善を図る。
 - ③ 季節感のある食事を提供する（正月料理、外注の寿司、鰻の提供、年2回のバイキング）。
- (4) 諸行事
 - ① 定例行事
 - ・利用者懇談会、フロア懇談会（各月1回）、クリーンデー（月1回）、調理実習（年3回）
 - ② その他行事 餅つき大会（年1回）、OB会（年2回）
- (5) 消防・防災等
 - ① 消防避難訓練を実施する（総合訓練、地震・洪水想定大規模防災訓練、夜間想定避難訓練）。
 - ② 事故等対応マニュアル、BCPの確認と随時見直し、非常用備品の点検と補充を実施する。
 - ③ 上級救命講習会への職員の受講を促進する。
 - ④ 窓口当番を徹底し、部外者の来訪時には必ず声かけを行う等、防犯に務める。
- (6) 職員会議等
 - ① 定例会議（朝の引継・職員会議・給食連絡会）
 - ② ケース検討会議（支援職員会議・関係機関との定期的なカンファレンス）
 - ③ 所内PTの設置（若年等への支援・駄弁会・自立支援プログラム活用）

4 保健衛生・環境整備

- (1) 保健衛生
 - ① 嘱託医による入所時検診及び看護師との面接による病状・全身状態の把握。
 - ② 服薬の自己管理と事務所管理の援助（状況により随時）。
 - ③ 利用者健康診断の定期的（6ヶ月に一度）な実施とインフルエンザ予防接種。
- (2) 衛生保持
 - ① 手洗い、うがいの励行 ② 入浴（週4回。夏季シャワー浴対応） ③ 理髪（月1回）
 - ④ シーツ交換（月3回） ⑤ 寝具乾燥（月1回） ⑥ 居室衛生状況の巡回確認（隔月）
- (3) 環境整備
 - ① 利用者との協働による施設内外の清掃（各階当番・大掃除・クリーンデー）
 - ② 委託専門業者による床・ガラス清掃、浴室清掃、防虫消毒の実施
 - ③ 園芸活動（庭木の手入れ・花壇の植栽）による施設内外の美化・緑化推進

5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）

- (1) 施設機能強化推進事業
 - ① 施設退所者向け交流事業（年2回のOB会実施） ② 保健栄養教室（年3回実施）
- (2) 施設退所者向け保護施設通所事業およびOB・OG地域生活支援事業
 - ① 施設退所者への金銭管理 ② 給食提供 ③ 服薬管理 ④ 就労支援 ⑤ 衛生指導
 - ⑥ 保健栄養相談等
- (3) 所内行事等へのボランティア受け入れ、地域行事の参加による施設の社会化を促進する。
- (4) 福祉系大学および専門学校から5校5名の実習生を受け入れ、福祉人材の確保を図る。
- (5) 福祉関係団体やアルコール問題自助グループ等へ定期的に会場を提供する。

1 施設の概況																													
<p>平成 31 年 4 月に千駄ヶ谷荘が就労特化型から一般の更生施設へ種別変更となり、前年度と比較すると、心身に重度の疾患や障害を抱える利用者の比率が高まってきている。これに伴い千駄ヶ谷荘退所者も就労困難な方が増え、通所事業の支援もこれまでの就労及び就労継続支援を軸にしたものから、居宅生活における一定の見守りなどの支援が中心になるなど、利用者層に変化が生じている。</p> <p>令和元年度は前年度からの流れで退所時就労率は依然と高いものの、一方で通所事業の利用に繋がったケースは減少した。令和 2 年度は、利用者層の変化に対応しつつ、地域からの直接利用を積極的に受け入れるなど、様々なニーズに応えられるよう、これまでのプログラムの見直しや、居住地域の専門機関・社会資源の活用に向けた提案・活用・連携を充実させていく。</p>																													
2 主要目標と取組																													
<p>(1) 地域生活支援プログラムを軸とした地域生活定着への取り組み</p> <p>① 各専門職による地域生活支援プログラムを活用した利用者支援。</p> <p>② 無料食事サービス（月 1 回）、入浴・洗濯設備等施設機能の提供による通所促進。</p> <p>(2) 地域の社会資源と連携した継続的な支援</p> <p>① 心身に障害がある利用者への支援として、医療機関や社会資源との連携を強化する。</p> <p>② 通所事業終了後も安定した生活を送れるように、就労継続 B 型事業所みのり舎と連携する。</p> <p>(3) 地域生活の充実を目指した各種行事やプログラムの提供</p> <p>① 各種行事への参加を促進し、日常生活の充実を図ることや居場所を提供する。</p> <p>② 日中活動として、所内で作業等を体験する機会を提供し、生活リズムの安定に寄与する。</p> <p>(4) 一時入所事業を活用した緊急対応</p> <p>精神的に不安定になり、地域生活が困難となった通所事業利用者を一時的に保護するため、更生施設で実施している一時入所事業を活用し、地域生活の継続を図る。</p> <p>(5) 年間目標</p>																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業定員 (通所 27 人 訪問 3 人)</th> <th colspan="2">月初平均在籍率 (人/定員)</th> <th colspan="2">年間目的達成率 (人/終了者数)</th> </tr> <tr> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度目標</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>90.0%</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度実績（見込み）</td> <td>80.7%</td> <td>16.6%</td> <td>57.1%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度実績</td> <td>92.2%</td> <td>76.6%</td> <td>47.3%</td> <td>66.6%</td> </tr> </tbody> </table>		事業定員 (通所 27 人 訪問 3 人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)		通所	訪問	通所	訪問	令和 2 年度目標	100.0%	100.0%	90.0%	80.0%	令和元年度実績（見込み）	80.7%	16.6%	57.1%	100.0%	平成 30 年度実績	92.2%	76.6%	47.3%	66.6%		
事業定員 (通所 27 人 訪問 3 人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)																										
	通所	訪問	通所	訪問																									
令和 2 年度目標	100.0%	100.0%	90.0%	80.0%																									
令和元年度実績（見込み）	80.7%	16.6%	57.1%	100.0%																									
平成 30 年度実績	92.2%	76.6%	47.3%	66.6%																									
3 管理運営																													
<p>(1) 地域生活支援プログラム</p> <p>① 日常生活支援（携帯電話購入、マイナンバー手続き、買い物同行、対人関係調整等）</p> <p>② 金銭管理支援（通帳管理による金銭管理指導、家賃等の支払状況確認）</p> <p>③ 健康管理支援（看護師・嘱託医による健康相談、病状確認、服薬管理、通院同行等）</p> <p>④ 栄養管理支援（栄養バランスの取れた食事サービスの提供、栄養士による食事指導）</p> <p>⑤ 衛生管理支援（居室清掃・入浴・洗濯の確認、入浴・洗濯サービスの利用促進）</p> <p>⑥ 就労活動支援（法人の無料職業紹介事業や関係機関と連携した個別支援、求人情報の提供等）</p> <p>⑦ 専門相談支援（負債問題等の法律相談、心理検査・心の悩みに対する心理相談）</p> <p>⑧ 他法関係機関との連携（障害福祉サービスの地域生活支援施策の活用、医療機関や保健所、地域包括支援センター等との連携）</p> <p>(2) 行事</p> <p>① 月 1 回実施：茶話会・ミーティング</p> <p>② 年 3 回実施：調理実習・保健栄養教室（更生合同）</p> <p>③ 年 1～2 回実施：大散歩会・社会科見学・花見・七夕会・クリスマス会・初詣</p> <p>④ 随時実施：園芸会・駄弁会・ボランティア活動・有志によるクラブ活動</p> <p>(3) その他</p> <p>① 定期的な安否確認の徹底と安否不明時の緊急訪問</p> <p>② ステップハウスを活用して民間アパートへの転宅訓練を実施</p> <p>③ 利用者及び福祉事務所の状況に合わせて、通所事業の直接利用を提案</p>																													

1 施設の概況

令和元年度より 3 名の職員が増員された。個室の割合が約 8 割である新塩崎荘では、精神疾患や知的障がい等で多人数部屋での生活に不安がある人の申し込みが多く、この増員によってきめ細やかな日常生活支援が可能となり、大きなメリットがあった。一方でいまだ無断・任意の退所が全体の 3 割強を占めている。入所前見学や一時入所事業による体験入所の活用などによって、施設の役割や利用目的について理解を深め、入所後も精神科嘱託医や心理相談の活用、医療機関等との連携によって入所時の目的を達成できるよう支援していく。

また、特別区の緊急対応枠を 8 区分（定員 8 人）受け持ち、即応のニーズにも対応している。

退所者の地域移行円滑化のため、近隣の宿所提供施設新幸荘、江東荘の社会復帰促進事業や通所事業を積極的に活用する。

隣接する事業団立の更生施設塩崎荘や江東区立塩浜福祉プラザ、新塩崎荘 2 階に事務所を置く事業団経営管理課との緊密な連携を図り、行事等を通じて地域とも良好な関係を維持していく。

日常生活支援住居施設の開始など、保護施設を取り巻く環境は変化している。そのような環境にも柔軟に対応できるよう備えていく。

2 主要目標と取組

(1) 精神障がい者等への支援の実践

過半数を占める精神障がい（疾患）、知的、発達障がい等を持った利用者について、専門職である看護師・栄養士や、精神科病院へのデイケア通院等の関係機関との連携を基本に、個室の特性を生かした支援をする。また一時入所事業による施設の体験入所を活用する。

(2) 所内作業の拡充

デイケア通院や外部就労をしていない精神障がい（疾患）、知的、発達障がい等を持った利用者や高齢の利用者について、生活リズム構築・日中活動の充実のため、難易度の低い作業の取引先の開拓や中間的就労を目的とした館内清掃の創出などにより所内作業を拡充させる。

(3) 安心・安全な施設運営の推進

利用者の安心・安全に関わることについては、ヒヤリハット報告等を活用し、小さなことであっても、徹底的に原因解明を行い、対策を迅速に実施していく。

(4) 塩崎荘無料職業紹介事業との綿密な連携

自活や半就労を更生施設の援助方針とした入所者も多いため、各指導員が個別に就労支援を行うとともに隣接する塩崎荘無料職業紹介事業と連携・強化を図り、新しい就労支援のあり方を確立する。

(5) 年間目標

施設定員 (男性単身 100 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	年間目的達成率 (人/退所者数)
令和 2 年度目標	100.0%	65.0%
令和元年度実績（見込み）	90.0%	60.0%
平成 30 年度実績	98.3%	54.7%

3 管理運営

(1) 日常の援助

- ① 個別自立支援プログラムを利用者とともに策定し、実践する。
- ② 精神、知的、発達障害を持つ利用者への支援を、心理相談員や専門機関等と連携し実施する。
また、ケース検討会等で外部有識者等の助言を得て、より効果的な支援のあり方を模索する。
- ③ 月 1 回の居室点検を活用し、職員全員で働きかけることにより、整理整頓や清潔保持など利用者の日常生活のスキルを高める。
- ④ 入院中の入所予定者に対しての一時入所事業による体験入所や、入所前見学の実施により、利用者の施設入所への不安軽減と信頼関係の構築に努める。

<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 懇談会、意見箱、アンケート等での意見聴取、第三者委員の活用も含めた苦情解決制度の周知と問題の迅速・適正な解決を図り、利用者の権利擁護を推進する。 (2) 自立促進・転出促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 就労担当指導員による就労ガイダンスや塩崎荘無料職業紹介事業の就労支援員による面接・指導により、就職活動技術の習得を図る。 ② 所内作業の拡充による日中活動の充実及び無料職業紹介事業との連携を図る。 ③ アパート転宅ガイダンス、住宅相談等の活用により迅速な居所確保を支援する。 ④ 生活訓練室、社会復帰促進事業、保護施設通所事業を活用した円滑な地域移行を支援する。 ⑤ 掃除当番を通じた清潔保持意識の醸成及びコミュニケーション能力の向上を図る。 ⑥ 新宿地域に退所する利用者の日中活動先として、当法人運営のみのり舎（就労継続支援B型）と連携し、円滑な地域移行を実現する。 (3) 給食関係 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の疾病、健康状態に応じた適切な食事の提供等（個別食事カルテの作成、個別栄養相談、塩分制限・カロリー制限・粥食・アレルギー対応食の提供等）を行う。 ② 季節感のある行事食や郷土料理などを献立に取り入れる。月2回の選択食、年2回のバイキング食、月1回の誕生日食事会を実施する。 ③ 調理実習（年10回）を行う。生活訓練室での自炊状況を確認し、個別相談を行う。 (4) 諸行事 <ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ等鑑賞会・歩行会（年3回） ② 秋祭り（年1回） ③ 演芸会（年1回） ④ 餅つき（年1回） ⑤ 囲碁クラブ（月2回） ⑥ ビデオ上映会（月1回） ⑦ 就労、アパート転宅、アルコールガイダンス（各月1回） ⑧ 園芸クラブ、ソフトボールクラブ（随時） (5) 消防・防災等 <ul style="list-style-type: none"> ① 避難訓練（月1回）※法人本部との合同訓練（年1回）含む。 ② 消防用設備定期点検、非常通報機定期点検（年2回） ③ 震災、水害、夜間も想定したBCPに基づく防災訓練の実施と防災備蓄品の整備 ④ 近隣事業所（法人本部・塩崎荘・新幸荘・塩浜福祉園等）との防災・災害時の協力 (6) 職員会議等 <ul style="list-style-type: none"> ① 引き継ぎ会議（毎朝） ② 職員会議（月1回） ③ 指導会議（月2回） ④ 新塩崎荘・塩崎荘合同給食連絡会（月1回） ⑤ ケース検討会（年3回） ⑥ 新塩崎荘・塩崎荘・法人本部連絡会議（月1回）
<p>4 保健衛生・環境整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生 <ul style="list-style-type: none"> ① 看護師面接、必要時の受診同行による疾病状況把握、服薬状況確認、服薬管理支援 ② 嘱託医による入所時健診と診察（内科：週1回、精神科月2回） ③ 定期健康診断（年2回）の実施及び健康増進プログラム（ラジオ体操・歩行会等）の推進 ④ 地域保健所と連携した保健栄養教室の実施（年3回）による健康増進の啓発 ⑤ インフルエンザ等感染症予防対策（インフルエンザ予防接種、予防物品備蓄等） ⑥ 入浴（週4回）またはシャワー（毎朝）、食事前の手洗い励行による清潔保持支援 ⑦ 入所時対応の徹底を中心とした生活害虫被害の予防と対策 (2) 環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 建物保全業務の徹底による生活環境向上。専門業者による清掃美化 ② 節電装置活用による電気代のコスト削減
<p>5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域との交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民等を招いた行事の実施（塩崎荘と合同開催の秋祭り、演芸会） ② クリーンデー（地域清掃）の実施（月1回） ③ 近隣福祉施設・塩崎荘との防災協定に基づく連携 ④ 塩崎荘と合同開催の近隣福祉施設向け給食サービス（週1回） (2) 実習生の受け入れ（社会福祉士等：4校7名）による福祉従事者の育成

1 施設の概況

新塩崎荘の通所事業では、金銭管理や生活相談といった居宅生活安定に向けた支援や、行事による余暇活動の支援、所内作業（内職、清掃）を通じた日中活動の提供、就労支援を行っている。入浴・洗濯・食事など施設機能を活用するとともに、通所終了後を見据え社会資源も最大限活用することを提案・実行し、地域生活の継続に取り組んでいる。

近隣の宿所提供施設新幸荘、江東荘で実施している社会復帰促進事業利用者も多く、両施設と連携した支援を展開している。

また、必要に応じて OB・OG 地域生活支援事業を実施し、元利用者の見守りも行っている。

令和元年度は短期間での終了者などもあり、利用者数がやや低迷した。今年度は新塩崎荘の退所者のみならず、地域の被保護者も含め、多くのニーズに応えていく。

2 主要目標と取組

- (1) 利用者個々の状態に応じた支援による地域生活の安定・継続
- (2) 更生施設機能を活用したサービスの提供
- (3) 通所終了後を見据えた地域社会資源等の利用促進
- (4) 所内作業の拡充による就労訓練及び日中活動の創出
- (5) 年間目標

事業定員 (通所 35 人 訪問 5 人)	月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)	
	通所	訪問	通所	訪問
令和 2 年度目標	100.0%	100.0%	90.0%	80.0%
令和元年度実績 (見込み)	70.0%	50.0%	70.0%	50.0%
平成 30 年度実績	80.0%	28.0%	62.5%	100.0%

3 管理運営

- (1) 居宅生活安定に向けた支援
 - ① 生活支援等
 - ア 日常生活支援（食事、入浴、掃除、洗濯、理髪等の促進）
 - イ 社会生活支援（個別支援に加え、通所者懇談会で金銭管理、各種手続き、買物、社会マナー等のテーマを決めてグループワークを行う〈テーマ付き懇談会〉）
 - ウ 余暇活動支援（行事やクラブ活動を通じた余暇活動の機会と場所の提供）
 - エ 対人関係支援（親族・近隣等との関係、行事参加を通じた利用者間の交流）
 - オ 社会復帰促進事業等利用者に対するアパート等転宅時支援
 - ② 健康管理支援
 - 嘱託医・看護師による健康相談、必要時の通院同行・入退院時支援・服薬管理
 - ③ 栄養管理支援
 - 栄養士による栄養指導、調理実習の実施
 - ④ 就労支援等
 - ア 所内作業の実施と作業品目の拡充、中間就労の実施（施設共用部分の清掃作業）
 - イ 塩崎荘無料職業紹介事業及びハローワークの活用
 - ⑤ 関係機関連絡調整（福祉事務所・医療機関・地域包括支援センター等）
- (2) 更生施設の機能を活用した支援の実施
 - ① 食事・入浴・洗濯サービスの提供
 - ② 専門職員（看護師・栄養士）による支援
 - ③ バックアップセンター利用者支援事業の活用（法律・住宅相談等）
 - ④ 一時入所事業の利用
- (3) 諸行事
 - ① 通所懇談会（月 1 回）
 - ② バーベキュー大会（年 2 回）
 - ③ 歩行会（年 2 回）
 - ④ テーマ付き懇談会（年 2 回）
 - ⑤ ボウリング大会（年 1 回）
 - ⑥ 映画会（月 1 回）
 - ⑦ 納涼会（年 1 回）
 - ⑧ 秋祭り（年 1 回）
 - ⑨ 調理実習（年 10 回）
 - ⑩ クリスマス会（月 1 回）
 - ⑪ 調理実習（年 10 回）
 - ⑫ 餅つき大会（年 1 回）
- (4) その他
 - ① 緊急時の電話相談、電話連絡及び緊急訪問による安否確認、緊急宿泊による対応
 - ② 社会復帰促進事業の実施施設である宿所提供施設・宿泊所との綿密な連携
 - ③ 秋祭り等地域関連行事への参加を通じた地域交流の促進
 - ④ 通所終了後のアフターケアとして、OB・OG 地域生活支援事業の実施（地域貢献事業）

1 施設の概況

- 令和元年度は入所者数の大幅な減少となった（11 月末現在で前年度比 40 名減）。在籍者数も 80 人台で推移している。今年度も同様な傾向が続くかを見極めつつ、質の低下とならないよう工夫を行い利用者支援の維持向上に努める。
- 施設目的達成率は目標の 70%を下回り 57.1%に留まった（11 月末現在）。緊急枠入所者を中心に丁寧な説明や早目の個人目標設定を行い自立への動機付けを図る。
- 令和元年度は大きな風水害に見舞われた。幸いしのばず荘で被害はなかったが、雨風による災害が続くことを想定し、BCP を点検する他、不審者対策及び失火による火災の発生防止など、利用者の安心安全の確保に向けて強化を行う。
- 就労支援制度の変更に対しては、仕事が社会参加の重要な要素であるという視点から、就労支援担当指導員を新たに配置するなど、塩崎荘無料職業紹介事業との連携も含め、支援の維持向上を図っていく。

2 主要目標と取組

- (1) 利用者支援の充実
 - ① 職員が利用者の一番身近な社会資源であることを常に強く認識し、その上で多様な社会資源や制度の利用をコーディネートし、その利用者なりの自立・自律へ導く。
 - ② 退所後の安定した地域生活を実現していく為、自立支援計画書作成時から、チーム支援による更生入所+通所事業利用での段階的継続支援を想定したプログラムを作成・実行していく。
 - ③ 就労、所内作業、トライワーク、行事等、日中活動の更なる充実を図る。
 - ④ 新たなる就労支援体制を構築し、前年までの就労支援の質を維持、更なる向上を目指す。
- (2) 職員の支援技術向上
 - ① 事例発表会への事例提出を目指す。
 - ② 支援学習会を定期的実施する（外部講師等を招聘・年 2 回）。
 - ③ 専門職を交えた小グループ会議を活用していく。
- (3) 地域福祉への貢献
 - ① 台東区社協と連携し、ボランティアを導入するだけでなく、地域ボランティアへの参加を検討。また、地域協議会への参加を模索する。
 - ② OB・OG 地域生活支援事業のニーズを検証し、地域社会で安定した生活を継続していけるよう支援する。
 - ③ 大江戸清掃隊は継続参加。他の地域行事への参加及び協賛を検討。
- (4) 人材育成
 - ① キャリアを意識した事務分担。
 - ② 新人・若手職員が共に成長していける OJT の充実。
 - ③ 個別研修計画策定。
 - ④ 各種会議・学習会を通しての育成強化。
 - ⑤ 職員が保有する個性的スキルを活用。
- (5) 消防・防災
 - ① 不審者対応マニュアルに基づく訓練実施。
 - ② 土砂災害対応訓練の実施。
 - ③ BCP の整備・強化。
- (6) 年間目標

施設定員 (男性単身 100 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	年間目的達成率 (人/退所者数)
令和 2 年度目標	100.0%	70.0%
令和元年度実績（見込み）	88.4%	60.0%
平成 30 年度実績	100.3%	67.1%

3 管理運営

- (1) 日常の援助
 - ① 利用者のモチベーション維持・向上を意識した助言を的確なタイミングで行い、利用者が主体性を持てるように支援する。
 - ② 生活再建→地域移行→地域生活の全ての段階において、看護師や栄養士等の専門職を交えたチームで支援。地域移行段階は、更生担当指導員と通所担当指導員で連携し、並行して支援していく。

<ul style="list-style-type: none"> ③ 塩崎荘の無料職業紹介事業の利用を前提に、就労支援担当を設置。蓄積された支援情報やスキル等を継続活用し、各調整等を行う。並行して指導員が細やかな就労支援を行っていく。 ④ 課題の早期発見・対応。⑤ 利用者個々の自立・自律へ向けた日中活動促進。 (2) 自立促進・転出促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 就労・ボランティア活動・所内作業・トライワーク等を活用した日中活動支援強化。 ② 生活、栄養、健康それぞれについて作成した「アパート生活へのしおり」3部作を活用し、専門職との連携による多角的アプローチで利用者をサポートしていく。 (3) 給食関係 <ul style="list-style-type: none"> ① バランスのとれた献立、利用者の健康状態に応じた食事の提供。 ② 施設生活に潤いを持たせ、社会の風物を感じられる食行事の取り入れ。 <ul style="list-style-type: none"> 季節行事食（10回/年） オリンピック開催記念「世界の料理」（6回/年） お楽しみ夕食会（2回/年） 正月特別給食（1月1日・2日） ③ 地域移行を見据えた自炊支援プログラムの強化。 <ul style="list-style-type: none"> 調理・食育教室（10回/年） アパート生活準備セミナー自炊編（12回/年） (4) 諸行事 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者懇談会（全体/毎月、フロア/隔月）② 秋祭り（年1回）③ 就労ガイダンス（毎月） ④ パンダの会（依存症に関する講話・毎月）（毎月）⑤ 将棋クラブ（毎月） ⑥ カラオケ会・映画会（月2回）⑦ カラオケ大会・所外行事・所内演芸会（各年1回） ⑧ 大江戸清掃隊（毎月） ⑨ アクティビティ・ケア（認知予防体操、身体強化体幹トレーニング、職員スキルを活用した企画行事） (5) 消防・防災、安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 消防避難訓練（月1回）② 消防設備定期点検、非常通報装置定期点検（年2回） ③ 土砂災害対策マニュアル整備と訓練実施 ④不審者対策マニュアルに基づく訓練実施 ⑤ 風水害による建物保全及び利用者の安全確保、計画運休による職員の確保等、BCP 対策を新たに補強する。 (6) 職員会議等 <ul style="list-style-type: none"> ① 定例会議（朝夕の引継ぎ・指導会議月2回・給食連絡会月1回） ② 小グループ会議（運営・ケース検討）
<p>4 保健衛生・環境整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生・衛生保持 <ul style="list-style-type: none"> ① 入所時診察 ② 看護師健康相談 ③ 服薬管理と自己管理支援 ④ 定期健康診断（年2回） ⑤ インフルエンザ予防接種 ⑥ ラジオ体操（平日朝） ⑦ 害虫駆除の徹底 ⑧入浴（週4回）・シャワー浴 ⑨シーツ交換（隔週1回）寝具乾燥（月1回）カーテン洗濯（随時） ⑩保健栄養教室（年3回） ⑪アパート生活準備セミナー 医療編（毎月） (2) 環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 建物保全業務の徹底 ② 館内及び施設敷地内清掃の徹底 ③ 職員の改善提案に基づく、利用者の生活空間及び職員の執務空間の整備 ④ 共用部の迅速な補修による生活環境の維持 ⑤ 居室スペース美化・居室点検（月1回） ⑥ 水槽・グリストラップ清掃
<p>5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 台東区社会福祉協議会との連携強化 (2) 近隣地域の福祉施設等関係機関との連携強化 (3) みのり舎と連携した地域移行支援強化 (4) 地域連絡懇話会開催（年2回） (5) 利用者のボランティア、防災対策を通しての地域交流促進 (6) ボランティアの受け入れ (7) 福祉事務所・医療機関向け説明会実施 (8) 実習生受け入れ（社会福祉士5校7名）

1 事業の概況					
<p>令和元年度は、通所定員 35 名に対して、毎月 30 名程度の利用を維持してきた。また、台東区からの依頼により、ケースワーカー向けに居宅の被保護者が制度利用する際の説明会を開催し、他区からの 1 名を含む 4 名が利用開始となった。令和 2 年度についても居宅の被保護者の利用促進を図り、安定した事業運営を行っていく。</p> <p>支援内容においては、外出を多く取り入れた行事の他、施設機能を活用した所内作業、グループワークや秋祭り、各種ボランティア活動により、「社会参加」をキーワードとし、充実したサービスを提供していく。そして、専門職を含めたチームによる個別支援を展開していく。</p> <p>地域貢献の視点からは、ニーズに合わせた OB・OG 地域生活支援事業や、地域の生活困窮者支援を視野に入れた取り組みも行っていく。</p>					
2 主要目標と取組					
<p>(1) スムーズな地域移行とその後の安定した地域生活を目標として捉え、更生事業担当指導員や看護師・栄養士等の専門職との連携による段階的継続支援を行っていく。</p> <p>(2) 23 区それぞれの地域社会資源を積極的に開拓し活用を働きかける。</p> <p>(3) 利用者の活動意欲向上に向けた所内作業の充実や新たな日中活動の検討。</p> <p>(4) 施設機能を活かし、地域関係機関との連携による「社会参加」を意識した支援の実施。</p> <p>(5) 地域生活者の利用促進を図り、個別の事情に即した支援を行う。</p> <p>(6) 年間目標</p>					
事業定員 (通所 35 人 訪問 5 人)		月初平均在籍率 (人/定員)		年間目的達成率 (人/終了者数)	
		通所	訪問	通所	訪問
令和 2 年度目標		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
令和元年度実績 (見込み)		81.1%	19.6%	60.0%	100.0%
平成 30 年度実績		86.7%	55.0%	57.7%	75.0%
3 管理運営					
<p>(1) 居宅生活安定に向けた個別支援</p> <p>① 日常生活支援 (食事、入浴、掃除、洗濯、理髪等の促進)</p> <p>② 社会生活支援 (金銭管理、各種手続、社会マナー、対人関係等)</p> <p>③ 余暇活動支援 (余暇活動の機会と場所の提供、社会資源の開拓)</p> <p>④ 健康管理支援 (嘱託医・看護師による健康相談、通院同行、訪問指導)</p> <p>⑤ 栄養管理支援 (栄養士による栄養指導、調理食育教室の実施、訪問指導)</p> <p>⑥ 就労支援等 (就労支援担当による就労情報提供、履歴書記入、ハローワーク・インターネット活用援助、雇用先等との連絡調整及び相談援助)</p> <p>⑦ 関係機関連絡調整 (福祉事務所・医療機関・作業所・地域包括支援センター等)</p> <p>(2) 更生施設の機能を活用した支援の実施</p> <p>① 食事・入浴サービスの提供による生活サービス。</p> <p>② 各種グループワークへの参加促進による社会参加支援。</p> <p>③ 所内作業等日中活動メニューの充実による活動機会の提供。</p> <p>④ 専門職と連携した訪問指導による地域生活安定の確保。</p> <p>⑤ バックアップセンター利用者支援事業の活用 (心理・法律・住宅相談等)。</p> <p>(3) 諸行事</p> <p>茶話会 (毎月)、所外行事 (バーベキュー会等・年 5 回)、運動プログラム (ソフトボール・毎月)、ハロウィン会 (年 1 回)、クリスマス会 (年 1 回)、園芸倶楽部 (随時)、アロマで癒される会 (仮) (月 1 回)</p> <p>【更生施設機能活用】</p> <p>カラオケ会 (月 2 回)、映画会 (毎月)、所内演芸会 (年 1 回)、所外行事 (年 1 回)、アクティビティ・ケア (随時)、大江戸清掃隊 (毎月)、秋祭り (年 1 回)</p> <p>(4) その他</p> <p>① 緊急時の電話相談、電話連絡及び緊急訪問による安否確認、緊急宿泊による対応。</p> <p>② 事業活性化を目指したボランティアの導入と参加促進。</p> <p>③ 地域福祉のニーズに応えた事業運営。 ④ OB・OG 地域生活支援事業の充実強化。</p>					

1 施設の概況

西新井栄荘は令和元年度から定員が変更となり、特別区の「あり方検討報告」に基づき、子ども支援機能付きモデル事業及び社会復帰促進事業を開始した。

令和元年度の入所世帯の状況として、立ち退きが最も多く、次いで親族不和、夫等からの DV による入所が多くなっている。入所世帯種別では単身世帯が入所の約 6 割を占め増加傾向にあり、次いで母子世帯が約 2 割となっている。単身世帯は精神疾患を抱える利用者や、高齢者、若年者など利用層が幅広くっており、必要なサービスの多様化に対応し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が求められている。

子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業「すまいるルーム」は事業開始 2 年目を迎えた。子どもと保護者が安心して通える居場所作りを行う中で、事業を通じた子どもの成長を実感している。子ども支援員を中心に、今後もモデル事業を円滑に運営していく。

利用する世帯が多様化する中、個々の利用者の状況に合わせた創意工夫を行い、施設全体での支援を更に充実させていく。

2 主要目標と取組

(1) 安心・安全な施設運営

福祉事務所・警察等関係機関との連携、災害時 BCP の見直し、安否確認の徹底、隣接の住区センターとの協力により、利用者が安心して生活できる環境づくりを行う。

(2) 子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業の円滑な実施

子ども支援員との連携を密にし、入所する子どもや保護者が安心して過ごせ、遊びや学びの機会を提供する場として「すまいるルーム」を円滑に運営する。

(3) 利用者の傾向をふまえた個別支援の実施

女性単身世帯の増加や暴力被害を受けた世帯、高齢者や母子世帯が多い現状をふまえ、利用者に的確なアセスメントを行い、関係機関と連携しながら個々の利用者の現状に即した支援を行う。

(4) 行事を活用した利用者支援の実施

女性単身利用者の増加など、利用者層の変化に対応し、利用者の実情に合わせた行事を企画・実施する。

(5) 年間目標 ※平成 30 年度は変更前定員（32 世帯 100 人）による。

施設定員 (32 世帯 66 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	月初平均利用率 (世帯/居室)	年間目的達成率 (世帯/退所世帯数)
令和 2 年度目標	60.0%	80.0%	90.0%
令和元年度実績（見込み）	59.8%	72.6%	87.1%
平成 30 年度実績	48.7%	77.0%	90.3%

3 管理運営

(1) 日常の援助

① 利用者の実態に合わせた安否確認の徹底

マグネットによる日々の安否確認のほか、高齢者や乳幼児を抱える世帯へは定期的な声かけによる安否確認により健康・生活状況を把握する。

② 施設マニュアルを活用した入所時の適切なアセスメントの実施及び計画的な支援の実施

入所時に利用者のニーズ及び課題を的確に把握し、利用期間を見据えた計画的な支援を行う。また、施設マニュアルの見直しを行い、より一層の支援の充実を図る。

③ 子どもがいる世帯への支援の強化

「すまいるルーム」の運営や各種行事を通じて、子どもも保護者同士も交流できる機会を作り、子育てをする世帯が孤立せずに生活できる環境作りをすすめる。

④ 関係機関との更なる連携強化

精神疾患を持つ世帯や暴力被害から避難している世帯等に対し、子ども支援センター・警察・学校等、関係機関との連携を更に密にし、利用者を必要な社会資源へ繋げる。

⑤ 利用者の声を反映させる施設運営

利用者懇談会（年4回）、利用者アンケート（年2回）を実施するほか、入所時等に苦情解決制度について利用者へ周知を徹底する。

(2) 自立促進・転出促進

① 定期的な支援の進捗状況確認により、転出までの期間を見据えた計画的な支援を行う。また、就労を希望する利用者については、塩崎荘無料職業紹介事業の就労支援員と連携しながら、利用者の希望に沿った支援を行う。

② バックアップセンターの住宅相談や地域の不動産業者と連携し、利用者が円滑に転出できるよう支援する。また、公営住宅の募集についても随時案内を行う。

(3) 諸行事

① 定例行事	子ども学習会	(週1回)	カウンセリング	(月2回)
	犯罪被害者支援講習会	(年3回)	利用者懇談会	(年4回)
	さくらの会(女性単身向け)	(年4回)	ぬり絵会	(月1回)
	クリーンデー	(年10回)	夏休み行事	(年1回)
	親子クッキング	(年2回)	日本語教室	(随時)

② 季節行事 5月 こどもの日子ども会 7月 花火鑑賞会 10月 秋祭り
12月 クリスマス会 3月 春祭り

(4) 消防・防災等

① 台風等の風水害や浸水を想定し、施設の実情に応じたBCPの見直しをすすめる。また、自衛消防訓練（年4回）を実施し、利用者及び職員の防災意識の向上を図る。

② 入所時及び利用者懇談会において、避難経路・水害を含む災害時の避難方法について周知徹底を行う。

③ 防災用品の点検・補充（年1回）及び災害物品保管場所の見直しを実施し、災害への備えを行う。

(5) 職員会議等

① 職員の引継（毎朝）、管理人との引継（朝夕）、職員会議（月1回）を通じた情報共有を徹底する。

② 関係機関との連絡会へ定期的に参加し、必要時は随時ケース検討会を実施する。

③ 職員の研修参加を促進し、支援の質の向上を図る。

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

① 入所時、入所後の面接において利用者の健康状態を把握し、必要に応じ医療機関の受診を勧め、健康管理に努める。

② 地域の保健センターと連携し、予防接種受診等を含めた乳幼児の育児支援を推進する。

(2) 環境整備

① 委託業者も活用し、退所後速やかに入所可能とするため居室の整備を行うとともに、老朽化している設備については点検を行い、計画的な修繕を実施する。

② 管理人と連携し、施設内外の巡回及び防犯カメラによる不審者対策、安全管理を徹底する。

③ 防虫消毒（年2回）、受水槽清掃（年1回）、雑排水管清掃（年1回）

5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）

(1) 地域貢献・地域住民との交流を目的として、隣接の住区センターと共催で秋祭り及び地域交流行事を実施する。

(2) 施設で実施する行事（子ども学習会・日本語教室）にボランティアを活用するほか、行事にはOBへも声掛けをおこなう。

(3) 要保護児童対策地域協議会、暴力被害者支援関係機関連絡会、子育て支援ネットワーク連絡会等へ参加し、地域の関係機関との情報交換及び協力関係作りを進める。

(4) 福祉事務所向けに施設見学会（年2回）を実施し、施設紹介を行い施設の利用率向上を目指す。

1 施設の概況

当施設は緊急一時保護事業により、親族不和等の家庭内問題・罹災・立退き等の理由により緊急的な対応に応じるため、居所を失い急迫した利用者に対して支援を行っている。そして、令和元年度より入所定員を 40 世帯 75 人から 40 世帯 50 人へと変更した。

令和元年度における入所理由は、DV 問題(13 世帯)や立ち退き(12 世帯)、家賃滞納(11 世帯)等が多く、入所の属性としては、近年単身女性が多く入居する傾向となっている。近年の課題としては、負債や携帯代金の未払い、家賃滞納等の問題により、アパート転宅時の保証会社の審査が通らず退所が延期されるケースが多いことが挙げられる。これらを踏まえ、居宅移管を期限内に可能にするため、個々の抱える問題を施設全体で共有し支援を行っている。

また、地域関係では、多目的室を地域団体に貸し出す等により、良好な関係を形成するとともに、町会主催の防災訓練に職員が参加して住民との交流を深めている。

2 主要目標と取組み

(1) 安心と安全に配慮した施設運営

- ① 利用者が安心して生活し、今後の生活に向けた立て直しが図れるよう、安全に暮らせる施設環境を整備し、災害時にも対応ができる施設づくりを目指す。
- ② 利用者の退所後、速やかに居室整備を行い、即時の入所依頼に対応できる体制を推進する。

(2) 包括的施設支援事業や各種事業を活用した利用者サービスの充実化

- ① 利用者の生活課題やニーズに沿った支援方針を立て、バックアップセンターの法律相談や住宅相談、緊急一時保育等を活用しながら自立促進へとつないでいく。
- ② 塩崎荘無料職業紹介事業を利用した就労支援、専門カウンセラーによる心理相談を活用する。

(3) 年間入所目標 ※平成 30 年度は変更前定員 40 世帯 75 人による。

施設定員 (40 世帯 50 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	月初平均利用率 (世帯/居室)	年間目的達成率 (世帯/退所世帯数)
令和 2 年度目標	60.0%	55.0%	95.0%
令和元年度実績(見込み)	51.0%	48.2%	94.6%
平成 30 年度実績	34.3%	58.1%	74.0%

3 管理運営

(1) 日常の生活支援

- ① 対面による毎日の安否確認のほか、普段の声かけにより健康状態の把握及び事故防止
- ② 個別支援計画に基づく、利用者の主体性を尊重した支援の推進
- ③ 施設独自事業のカウンセリング(年 22 回)を活用し、利用者の心理的なサポートを実施
- ④ 利用者の社会復帰に必要な行政サービス等の利用方法や生活に便利な情報の提供
- ⑤ 個人情報保護の徹底・苦情解決制度の公正な運用及び多種多様な相談への対応

(2) 自立促進・転出促進

- ① 関係機関(福祉事務所・病院等)と連携した自立支援の推進及び転出促進の実施
- ② 包括的施設支援事業(利用者支援事業の相談)を活用した地域移行の実施
- ③ 塩崎荘無料職業紹介事業を活用した就労支援
- ④ 都営住宅・福祉施策等の住宅提供・手続き等の支援
- ⑤ 退所者に施設行事(ショウブまつり等)の参加を呼びかけ、地域移行後の支援の実施

(3) 諸行事

① 定例行事

利用者懇談会 (年 5 回) クリーンデイ (年 6 回) カウンセリング (月 2 回)
アロマセラピークラブ (年 12 回)

② 季節行事

子どもの日 (5 月) ショウブまつり (6 月) 七夕まつり (7 月)
クラフト会・クリスマス会 (12 月) 大掃除・正月用品配布 (12 月)
演芸会 (3 月) ひなまつり (3 月)

(4) 消防・防災関係

① 消防避難訓練の実施 (年 6 回 火災 地震 風水害各種の訓練の参加)

② BCP を活用した、災害に強い施設づくりの推進

③ 消防用設備点検 (年 2 回)、防災備蓄品等の点検と補充 (年 1 回)

(5) 職員会議

① 職員会議 (年 6 回) や支援会議を開催し、運営や支援上の情報を確認・検討

② 必要に応じ、福祉事務所や関係機関等とケース検討を実施

③ 管理人からの引継や朝礼、業務日誌、ケース記録等で、施設内の情報共有化

(6) その他

① 各種研修会への参加促進、研修報告により人材育成を図り情報の共有化を推進

② 利用者を対象にしたアンケート調査によるニーズの把握

③ 福祉事務所のケースワーカーを対象にしたアンケート調査の実施

④ OB・OG に行事 (ショウブまつり等) の参加を呼びかけ、地域移行後の状況把握

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

① 防虫消毒の実施 (年 2 回)

② 各種の感染症予防ポスターを掲示し、感染症予防の呼びかけ及び周知

③ 消毒薬やマスクを設置して、感染症予防を推進

(2) 環境整備

① 増圧給水設備点検 (年 1 回)

② 退所時、居室の使用状況を点検し、必要に応じて各種修繕の実施

③ 利用者用の貸出用品及び支給用品の充実

④ 利用者へごみの分別を呼びかけ、地元区の資源回収事業へも協力

5 施設の社会化 (地域交流事業)

(1) 地元町会との地域防災協定等による協力関係の維持

(2) 地域交流行事や地域貢献をとおり、地域と良好な関係を形成する施設運営の実施

① 地元町会に協力参加

堀切南町会行事 町会防災訓練 (10 月)

② 地域交流行事

葛飾荘行事 ショウブまつり (6 月) 演芸会 (3 月)

③ 綾南小学校 PTA「こどもひまわり 110 番」への協力

④ 地域の諸団体へ多目的室の貸出

⑤ AED の周知・ごみ集積所 (2カ所) の管理

1 施設の概況

宿所提供施設小豆沢荘は、単身世帯 15 世帯、家族世帯 30 世帯を定員とし、緊急一時保護事業を実施している。主な入所理由は、夫からの暴力、家賃滞納、路上生活等であり、速やかな住宅提供が必要である。しかも、単なる住宅困窮ではなく、DV、心身障害、高齢化等による生活課題を抱え、多様な支援も欠かせない。とりわけ、その中でも、母子世帯では、子どもへの直接的な支援も求められており、前年度から実施した「子ども支援付宿所提供施設モデル事業」を継続し、子どもの居場所としての遊びと学びの提供を行う。さらに、更生施設等退所者への地域社会復帰を図るため、「社会復帰促進事業」も更生施設と連携して支援を行う。

当施設は、いわゆる「受け皿」としての機能を持つ保護施設であり、関係機関との連携をとりながら、世帯の様々な支援ニーズに対して、広範に応えていく。

2 主要目標と取組

- (1) 利用者の安心・安全に十分配慮した施設運営。
- ① 緊急一時保護事業の趣旨に基づき、スピーディーな支援を行う。
 - ② 多様な支援ニーズに応えられる支援体制を関係機関等と連携して実施する。
- (2) 子ども支援・社会復帰促進・入所者等対応。
- ① 子ども支援モデル事業・社会復帰促進事業を円滑に実施する。
 - ② 季節に応じた行事を実施し、利用者に潤いのある生活を提供する。
 - ③ 利用者の退所後、速やかに居室整備を行い、即時の入所依頼に対応する。
- (3) 年間目標 ※平成 30 年度は変更前定員（45 世帯 115 人）による。

施設定員 (45 世帯 85 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	月初平均利用率 (世帯/居室)	年間目的達成率 (世帯/退所世帯数)
令和 2 年度目標	54.0%	53.0%	96.0%
令和元年度実績（見込み）	51.1%	50.6%	95.6%
平成 30 年度実績	43.5%	56.4%	92.0%

3 管理運営

- (1) 日常の援助
- ① 緊急一時保護事業に相応しい受入を実施する。
 - ア バックアップセンター入所調整業務と緊密な連携をし、利用者の迅速かつ柔軟な受入を実施する。
 - イ 利用者の施設生活に必要な生活用品の貸出・提供を、適切かつ速やかに行う。
 - ② 安全・安心の確保を徹底する。
 - ア 個人情報保護を徹底する。
 - イ 利用者の理解を得ながら確実な安否確認を行う。
 - ウ 施設内の定期巡回（朝・夕方）を励行し、施設設備点検・施設内秩序維持をする。
 - エ 休日・夜間の不審者確認等、必要に応じて防犯カメラを利用する。
 - オ DV、ストーカーでの様々なリスク軽減を図るため警察と連携をする。
 - ③ 利用者の生活課題に相応しい個別的支援を推進する。
 - ア 利用者、実施機関との相談を通して、緊急一時保護事業の趣旨に則った支援ニーズを個別的・段階的に把握しながら、支援を共同して進める。
 - イ バックアップセンターの利用者支援事業（緊急一時保育、心理相談等）を活用し、専門的かつ広範的な支援を行う。
 - ウ DV、子育て等での困難な生活場面で、小豆沢荘独自のカウンセリングを活用し、その状況に応じた心理的なサポートを行う。
 - エ 高齢者（特に軽度認知症者）に対しては、関係機関と連携して支援をする。
 - オ 社会復帰促進事業について、実施機関、更生施設等との連携を図り支援をする。

- ④ 施設及び地域情報を提供する。
 - ア 入所時に、小豆沢荘での生活に必要な情報（緊急避難方法・場所、病院等）を分かりやすく提供し、その後必要に応じて、地域情報（公的機関等）を随時提供する。
 - イ 利用者懇談会を年4回実施し、施設の予定（行事・工事等）の連絡等を行う。
- (2) 子ども支援モデル事業
 - ① 「子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業」に基づき、子どもたちに「遊びの機会」や「学びの機会」を提供して居場所作りを行う。
 - ② 子どもたちの身近な相談相手となる子ども支援員（非常勤2名）を配置し、何でも、気軽に相談できる場を提供する。
 - ③ 誕生日祝いや季節行事等、子どもたちの情操を豊かにし、成長に必要な機会を提供する。
- (3) 転出促進
 - ① 入所前後において、バックアップセンター・実施機関と連絡・調整し、転出に向けての支援ニーズを明確にして、計画的な支援を実施する。
 - ② 利用者とは速やかに支援方針を確認し、自立阻害要因の確認・軽減を計画的に行う。
 - ③ 利用者に緊急一時保護事業の趣旨（利用期間3カ月）を説明し転出促進を実施する。
 - ④ 定期的に、支援の進捗状況を確認し、必要に応じて福祉事務所を含めたケース検討会を開催する。
- (4) 諸行事
 - 季節感のある行事（正月遊び、ひな祭り、夏祭り、クリスマス等）を提供する。
- (5) 防災関係
 - ① 消防避難訓練を実施する（年3回 火災、地震、風水害）。
 - ② 合築である障害者福祉施設との共同で総合防災訓練を実施する（年1回）。
 - ③ 災害備蓄品及び防災用品を点検、整備、補充をする。
- (6) 職員会議等
 - ① 職員会議を月2回開催し、運営・支援上の課題、利用者情報等を確認・検討する。
 - ② 必要に応じて、実施機関等関連機関、外部専門家とケース会議等を開催する。
 - ③ 業務指導日誌、ケース記録、施設内LANを活用して情報の共有化を図る。
 - ④ OJTを充実させるとともに、OFF-JTとして関係機関（特に児童福祉関係等）の研修に参加し支援向上を図る。

4 保健衛生・環境整備

- (1) 健康管理
 - ① 体重計、血圧計を所定の場所に準備し、利用者の健康管理に役立てる。
 - ② 予防接種、出産準備等に関連する支援について、地元の保健師との連携を強化する。
 - ③ 地域の健康講座、健康教室の情報提供を行う。
- (2) 保健衛生
 - 施設の衛生管理を図るため、受水槽清掃（年1回）、簡易水道水質検査（年1回）、防虫消毒（年2回）実施する。
- (3) 環境整備
 - ① 当番制による、利用者の各階共用部分の清掃を実施する。
 - ② 専門業者による居室清掃、リフォームを実施する。
 - ③ 施設周辺の樹木剪定（年1回）を実施する。

5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）

- (1) 施設機能の地域開放
 - ① ボランティア等の活動のために集会室を開放する。
 - ② AED設置の掲示とともに、その利用を近隣住民に供する。
- (2) 地元町会との交流（防災・行事等）を図る。
- (3) 地域の関連施設等の連携（地元区要保護児童対策地域協議会・地元区社会福祉法人施設等連絡会等）との連携を図る。

1 施設の概況

宿所提供施設淀橋荘は、緊急一時保護入所者に快適で安全・安心な施設生活を提供できるよう、利用者支援の充実や施設設備の整備、防犯面の強化に力を入れ取り組んでいる。淀橋荘は施設利用率が高く、月初平均利用率は 80%を超えている。また、若年妊産婦や乳児を同伴した母子世帯の入所需要も高い。これら需要の背景には、交通の便が良いことや、近隣に妊産婦の婦人保護施設や入院助産施設があることが要因として挙げられる。

また、建設より 30 年以上が経過した建物・設備の整備と維持は大きな課題となっており、特人厚と連携しながら迅速な修繕と保全に努めている。

淀橋荘は更生施設と併設しているため、地域住民との交流行事や、宿所提供施設利用者退所後の通所事業利用に繋げるなどの連携を図っている。

2 主要目標と取組

(1) 安心・安全な環境提供

利用者がまずは安心して生活が始められるよう、365 日安否確認実施、24 時間玄関出入口のオートロック施錠、暗証番号による開錠管理、定期的な暗証番号変更、防犯カメラの確認等により安全性を高める。DV 被害者等への追跡に備え、入所者自身にも防犯意識を高められるよう働きかける。夜間帯および緊急時は、併設の更生施設の協力を得て速やかに対応する。

(2) 入所需要への迅速な対応

急な入所に適切に対応できるよう日頃から居室整備を万全にする。退所後の居室清掃においても適宜ハウスクリーニングを導入し、利用者が快適に生活できるよう努める。

(3) 支援確認書による適切な支援の提供

入所時に、利用者・淀橋荘・福祉事務所の三者で支援の確認を行う。利用目的を明確にし、世帯の解決すべき優先順位の高い課題を抽出・共有し、短期間の利用の中で適切な支援を提供する。

(4) 各支援機関との密な連携、情報共有の強化

DV 被害者、児童虐待、周産期ハイリスク妊婦、精神疾患などの問題を抱えて入所する世帯が一定数いるため、職員が日常的に見守り、関わる中で得る情報は大きい。利用者が適切な支援機関につながり、必要な地域支援を受けられるよう、退所時の引継ぎはもとより、随時情報共有を行い、支援機関との連携を深める。

(5) 防災体制の強化

大規模災害に備えた定期的な避難訓練を毎月実施することで、短期利用の利用者も訓練に参加可能な機会を確保する。また、毎月実施する併設の更生施設の避難訓練に宿提職員も参加し、防災設備の操作を繰り返し訓練することで、防災対応の習熟を図る。

(6) 年間目標 ※平成 30 年度は変更前定員（27 世帯 54 人）による。

施設定員 (27 世帯 42 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	月初平均利用率 (世帯/居室)	年間目的達成率 (世帯/退所世帯数)
令和 2 年度目標	65.0%	80.0%	90.0%
令和元年度実績（見込み）	65.0%	80.0%	85.0%
平成 30 年度実績	52.4%	84.9%	80.0%

3 管理運営

(1) 日常の支援

① 入所時に利用者・実施機関担当者・施設職員で今後の方針を確認。入所の経緯、今後の生活への希望、希望する生活実現に向けて抽出した課題を三者で共有し、「支援確認書」を作成する。

- ② 身近な生活相談に応じ、退所後の地域生活を見据え、利用者がやること、淀橋荘で手伝えること、福祉事務所に相談することを整理し助言する。
- ③ バックアップセンターの専門相談の活用や施設内行事を通じて、各世帯の特性・支援課題を確認。職員間で緊密に情報共有し、利用目的に即した切れ目のない支援を行う。
- ④ 精神対話士によるメンタル相談を実施し、利用者が抱える不安感や孤独感の緩和を図る。
- ⑤ 乳幼児世帯や妊娠中の利用者に対し助産師が個別面談する機会を作り、母の抱える子育ての悩みや問題の軽減、子どもの健全育成を促す。
- ⑥ 更生施設の看護師・栄養士と協力し、熱中症・食中毒・感染症流行時期に注意喚起を行う。

(2) 自立支援・転出促進

- ① 住民登録、身分証明書作成、携帯電話契約等、生活や転宅に必要な手続きの支援を行う。
- ② バックアップセンターの住宅相談等、地元不動産業者を活用した転宅先の確保を図る。
- ③ 都営住宅の一般募集や特別割当、区営住宅の募集情報を活用し、申込みや手続きを支援する。

(3) 諸行事

- ① 定例行事…手芸会[折り紙] (年3回)、ネイルケア (年12回)、育児相談 (年13回)
メンタル相談 (年12回)、避難訓練 (年4回以上)、利用者懇談会 (年4回)
- ② 季節行事…七夕会 (7月)、クリスマス会 (12月)、ひなまつり (3月)
- ③ 地域行事…市場祭り (近隣の市場祭りに協賛、年1回)、地域防災訓練 (年1回)

(4) 消防・防災等

更生施設と合同で、避難訓練 (年1回の地域防災訓練を含む) を実施する。避難時要介護者を把握し、重点的に避難誘導する。地元町会と災害時応援協定を締結しており、災害時食糧の確保など協力体制を継続する。

(5) 職員会議等

- ① 毎朝、淀橋荘全体の引き継ぎ後、宿提職員間の詳細な引き継ぎを実施し情報共有する。
- ② 宿提会議を月1回実施し、施設運営や利用者支援の課題を検討する。
- ③ 職員会議を月1回実施し、淀橋荘全体の連絡事項を確認し課題を検討する。
- ④ 独自の職員学習会を年2回企画実施。利用者支援への学びを深めるとともに、同様の課題を持つ関連施設にも参加をうながし交流の機会とする。

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

- ① 更生施設の看護師・栄養士による健康講座 (熱中症予防や食中毒防止に関する知識) を実施し、利用者の健康意識を高める。
- ② 共用部分には消毒液等を設置し、施設内の感染予防に努める。

(2) 環境整備

- ① 退所後の居室清掃、貸出品管理を速やかに行い、居室整備を迅速に行う。
- ② 日常清掃のほか、適宜ハウスクリーニングを実施し、居室の清潔を維持する。
- ③ 防虫点検 (年3回)、消防設備点検 (年2回)、受水槽検査 (年1回)、雑排水管清掃 (年1回)

5 施設の社会化 (地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費)

- (1) 地域交流の一環として、地元町会や商店会等が主催する行事に参加協力する。
- (2) 地元町会との防災協定により防災訓練に参加し、更生施設と災害時の協力体制を強化する。
- (3) 更生保護施設連絡協議会、更宿連全国研修、東社協更生福祉部会に参加し連携強化を図る。
- (4) 更生施設と共に実習生や民生委員等、福祉事務所等からの見学を積極的に受け入れる。
- (5) 新宿区社会福祉法人連絡会の活動に参加・協力し、地域ネットワークと地域福祉に貢献する。

1 施設の概況

新幸荘は、令和 2 年度から宿所提供施設としての運営を開始する。令和元年度から生活保護世帯を受け入れてきた実績を生かしながら、安定した施設運営を行っていく。

利用者の入所理由は DV・親族不和・立ち退き・自立した生活困難を理由としたものが多く、特に令和元年度は単身世帯の利用者の増加が目立った。女性単身利用者は若年から高齢までの幅広い年齢層に渡って入所しており、何らかの疾病を持つ利用者も増加している。

「あり方検討報告」により、令和元年度から職員が増員となった。このことで、より細やかな個別の支援が展開できるようになってきているものの、緊急一時保護の期間だけでは課題解決を図ることが困難な状況になっている。そのため、利用者が退所後も安定した生活を継続できるように、各種関係機関との連携の強化を図っていく。

また、令和 2 年 1 月より改築が完了した第 2 棟での受け入れも開始した。職員 4 人体制で今までより多くの利用者を支援していくため、職員の支援能力の更なる向上を目指す。長期利用世帯が複数在籍しており、すべてが非保護世帯である。当施設が保護施設に転換したことも踏まえて、バックアップセンター、福祉事務所、ブロック中核施設等と協力して退所に向けた支援を進めていく。

2 主要目標と取組

(1) 充実した施設運営を実施

新幸荘は、令和 2 年度より宿所提供施設としての運営を開始する。そのため、施設内外での混乱がないような体制を整える。事業開始後は、職員も関連法や制度等についての知識の深め、より充実した支援を展開できるようにする。

(2) 安心・安全な施設運営と迅速な受け入れ態勢の構築

利用者が落ち着いて今後の生活に向けた立て直しを図り、安心・安全に暮らせるように施設環境を整備する。また、23 区の負託に応え緊急一時保護事業のニーズに即応できるよう、退所後の居室整備を迅速におこない受入体制を常に万全にする。

(3) 関連機関との連携強化

福祉事務所、バックアップセンター、中核施設との連携の強化を図る。また、地域の保健所、学校、警察、不動産等とも連携しながら、利用者のスムーズな地域移行を目指す。

(4) 地域社会資源の活用と開拓

地域の社会資源を積極的に活用し、利用者の生活の質向上と自立促進に繋げていく。また、新たな社会資源の開拓を行い、さらに支援の充実を図る。

(5) 年間目標

施設定員 (74 世帯 134 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	月初平均利用率 (世帯/居室)	年間目的達成率 (世帯/退所世帯数)
令和 2 年度目標	40.0%	50.0%	90.0%
令和元年度実績（見込み）	35.7%	49.7%	87.5%
平成 30 年度実績	56.8%	71.5%	84.6%

3 管理運営

(1) 日常の支援

- ① 入所時の丁寧な説明や日々の関わりを通じて、利用者との信頼関係を構築する。
- ② 利用者の状況把握に努め、個別課題の解決に向けた支援を展開する。
- ③ 医療機関情報などを提供し、利用者の心身の安定に向けた支援をおこなう。
- ④ 通過施設として、地域資源を活用し退所後の生活を見据えた支援をおこなう。
- ⑤ 職員間での情報共有を密にし、担当不在時でも的確な利用者対応ができるようにする。
- ⑥ 福祉事務所、更生施設と連携して、社会復帰促進事業利用者の支援をおこなう。
- ⑦ バックアップセンター利用者支援事業を積極的に活用し、専門相談の充実を図る。

- ⑧ 苦情解決制度を適正に運用し、利用者の権利擁護を推進する。
- ⑨ 機能強化推進費を活用し、施設独自のカウンセリングを実施する。
- (2) 自立促進・転出促進
 - ① 住宅相談事業（月2回）を活用し、転出先の確保を図る。
 - ② 専門業者を活用し、住宅情報や転宅手段等の情報提供をおこなう。
 - ③ 都営住宅等の一般募集、特別割当募集などを積極的に活用する。
 - ④ 特人厚や福祉事務所、ブロック中核施設と連携し、長期利用者の転出促進に取り組む。
 - ⑤ 福祉事務所や関連機関を交えたカンファレンスを実施し、生活状況を把握したうえで、適切な転宅先の確保に努める。
- (3) 諸行事
 - ① 季節感を感じる行事をおこなう。（七夕、夏のお楽しみ会、ハロウィン、クリスマス等）
 - ② 利用者懇談会（年4回）を行い、利用者の意見を聴き施設運営に反映させていく。
- (4) 消防・防災等
 - ① 消防訓練を年3回実施し、利用者と共に防災意識の向上に努める。
 - ② 災害備蓄品の整備、計画的な補充や入れ替えをおこなう。
 - ③ 防犯カメラを活用し、事故防止・安全管理の徹底を図る。
 - ④ BCP や水害対策マニュアルの改訂整備をすすめ、災害予防や早期対応に備える。
 - ⑤ 江東区ハザードマップや東京防災江東区版を活用し、災害時の対応に備える。
- (5) 職員会議・研修等
 - ① 月1回定期的な職員会議を実施するとともに、日常の引継ぎ、業務日誌を活用して情報共有を徹底する。
 - ② 法人内 LAN を活用し、迅速かつ確実な情報共有をおこなう。
 - ③ 所長会や施設長会等の報告や資料供覧を通じて、法人や福祉施策の動向の共有を図る。
 - ④ 人事評価制度や職員研修制度を活用し、人材育成を推進する。
 - ⑤ 職員の研修参加の機会を増やし、知識を所内で共有できるように工夫する。
- (6) その他
 - ① 毎日の安否確認を徹底しておこない、事故防止と利用者の安全確保に努める。
 - ② 施設管理人と連携し、職員不在時の施設管理を強化する。

4 保健衛生・環境整備

- (1) 保健衛生
 - ① 感染症予防を徹底し、利用者の予防意識啓発のための情報提供をおこなう。
 - ② 防虫消毒や生活害虫生息調査を通じ、施設の衛生維持に努める。
 - ③ 排水管高圧洗浄（年1回）を実施する。
- (2) 環境整備
 - ① 居室備品等を定期的に入れ替え、清潔な居室環境整備に努める。
 - ② 樹木剪定、除草（それぞれ年1回以上）を実施し、敷地内の環境を整備する。
 - ③ ゴミ分別、資源回収を推進し、環境への配慮をおこなう。
 - ④ 利用者の生活充実のため、貸し出し物品の拡充を図る。

5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）

- (1) 施設機能の周知
 - ① ブロック施設と合同の福祉事務所向け施設見学会・事業説明会を開催する。
 - ② 施設パンフレットを活用し、関係機関へ情報提供をおこなう。
 - ③ 関係機関等からの施設見学要請には随時対応する。
- (2) 地域社会資源との連携強化
 - ① 近隣小中学校、保健所、警察等の連携を推進する。
 - ② 地域の福祉情報を収集し、積極的に活用するとともに、利用者へ周知していく。
 - ③ 共有スペースの図書や社会資源の資料を充実させる。

1 施設の概況

宿泊所綾瀬荘は、建替え工事後平成 29 年 6 月より事業を再開し、今年度 4 年目を迎える。緊急一時保護事業を実施している施設の中で、宿泊所は入所世帯が非生活保護受給世帯のみとなったため入所件数は減少しているが、様々な理由により居所を失くした世帯を受け入れ、地域生活への移行を支援してきた。

その中でも、家賃滞納を理由とした世帯は、他にも債務を抱えたり収入も余裕がなかったりするなか、短期間での転宅資金確保がとても困難で、対応に苦慮することが多かった。世帯個々の実情や課題に即し、計画的に丁寧な支援を施設全体で行い、アパート転宅や福祉施設への入所など、安全な退所先を確保することができている。また、入所理由として最多である DV 避難世帯に対して、オートロックや防犯カメラの設置による安心して生活できる居住環境の提供と、施設独自のカウンセリングの活用によるメンタルケアの充実を図っている。

地域との関係においては、施設・利用者ともに町会の会員となっており、今後も防災等町会行事に積極的に参加し、良好な関係を継続していく。

2 主要目標と取組

- (1) 緊急入所の柔軟な受け入れ及び充実した利用者支援による円滑な地域生活への移行
 - ① 福祉事務所・バックアップセンターのニーズに即応できるよう、居室整備を徹底する。
 - ② 福祉事務所や関係機関と連携し、利用者個々の課題解決に向け適切かつ丁寧な利用者支援を施設全体で取り組む。
 - ③ 利用者の生活状況や転宅資金の状況を定期的に確認し、住宅相談の活用、福祉事務所との連携により、利用期間内での転出促進を行う。
- (2) 安全・安心な居住環境の提供
 - ① オートロック・防犯カメラの活用により、不審者、DV 追跡者等の施設内侵入を防止する。
 - ② 建物・施設設備の状態を日常的に把握し、不具合時は迅速に対応する。
- (3) 退所世帯へのアフターケア
 - ① 必要に応じ退所世帯の生活状況の把握、相談対応を行い、地域生活の定着化を図る。
 - ② 施設独自のカウンセリングを退所後も活用し、心理的サポートをすることで孤立化を防ぐ。
- (4) 年間目標

施設定員 (34 世帯 75 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	月初平均利用率 (世帯/居室)	年間目的達成率 (世帯/退所世帯数)
令和 2 年度目標	50.0%	55.0%	100%
令和元年度実績（見込み）	47.5%	48.8%	100%
平成 30 年度実績	46.4%	55.2%	100%

3 管理運営

- (1) 日常の援助
 - ① 入所時に丁寧にアセスメントを行い、利用者の生活課題やニーズの把握に努める。また、退所方針を利用者・福祉事務所と確認し一致した支援を連携して行う。
 - ② 警察、児童相談所、学校等関係機関と連携し、安心・安全な住環境を提供する。
 - ③ 包括的施設支援事業を積極的に活用し、利用者のニーズに即した支援を行う。
 - ④ 毎日の安否確認や声かけにより、生活状況や心身の健康状態を把握する。
 - ⑤ 地元町会に加入することで、地域の一員として参加できる機会を提供する。
 - ⑥ 施設での緑化活動や図書の出借を通して利用者の余暇の充実や心身のリフレッシュを図る。

- ⑦ 退所後の生活に必要な地域の社会資源の提供や活用を促す。
- (2) 自立促進・転出促進
 - ① 住宅相談、賃貸保証契約支援事業を活用し、利用期間内の円滑な転宅を進める。
 - ② 都営住宅の一般募集、特別割当募集などを周知し、積極的に活用する。
 - ③ 塩崎荘無料職業紹介事業や福祉事務所の就労支援と連携し、自立促進と収入の安定を図る。
- (3) 諸行事
 - ① 利用者懇談会：年4回 ② 小学生夏休み・冬休み勉強会
 - ③ 季節感を味わえる行事の実施：子どもの日、七夕、ハロウィン、クリスマス会等
 - ④ DV 被害者等へのカウンセリング：月1～2回 ⑤ 緑化園芸活動：随時
- (4) 消防・防災等
 - ① 火災、地震、水害を想定した自衛消防訓練：年3回 ② 消防設備の点検：年2回
 - ③ 綾瀬荘消防計画、BCP、水害対策による安全管理の徹底
 - ④ 災害備蓄品の定期点検と補充：年1回 ⑤ 職員・利用者に対する防災等学習会
- (5) 防犯対策

オートロック、防犯カメラ、深夜門扉施錠による部外者の侵入防止対策の徹底
- (6) 職員会議等
 - ① 管理人、職員間の朝の引継ぎにより情報の共有を徹底する。
 - ② 定期的に職員会議を行い、困難ケースの対応については随時ケース検討を全職員で行う。
- (7) その他
 - ① 苦情解決制度や第三者委員の活用により、利用者の権利擁護に取り組む。
 - ② 職員が積極的に研修を受講することで、職員の資質向上、利用者支援の充実を図る。

4 保健衛生・環境整備

- (1) 保健衛生
 - ① 居室・共用部分の防虫対策：毎月防虫トラップ確認・交換、必要に応じ消毒
 - ② 受水槽、排水管の清掃及び飲料水の水質検査の実施
 - ③ 血圧計・体重計・体温計の貸出や、地域医療関係機関と連携した健康管理の推進
 - ④ 感染症や食中毒防止に関する情報提供
- (2) 環境整備
 - ① 退所後の迅速な居室整備の徹底
 - ② 定期巡回による建物状況の確認及び適切な改善
 - ③ 施設内植栽や定期的な樹木剪定、花壇を活用した緑化の推進

5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）

- (1) 非生活保護世帯は、施設退所後福祉事務所とも関係が途切れ、不安な気持ちを抱えながら孤立することが多いため、施設行事への招待や施設カウンセリングを活用し、アフターケア、メンタルケアの充実により安定した地域生活の継続を図る。
- (2) 町会、近隣福祉施設等と連携し、自助・共助の防災体制を強化する。
- (3) 施設・利用者ともに町会に加入し、町会行事などに積極的に参加し協力関係を継続する。
- (4) 近隣の学校や行政、民生委員と連携し、入所児童の就学等を支援する。
- (5) 足立区 DV 被害者支援関係機関連絡会や児童相談所等と連携し、DV 被害者世帯のケアや虐待防止を図る。

1 施設の概況

千歳荘は「あり方検討報告」に基づき、平成 31 年 4 月より宿泊所に種別転換され、非保護世帯のみの受入となった。平成 30 年度までの宿所提供施設の時と比べて、入所者数は減少している。一方、入所者の入所理由としては、DV を理由とした母子世帯が増えており、宿泊所への種別転換後も非保護世帯の緊急一時保護の一定のニーズに対応している状況である。福祉事務所等の関係機関と連携し、利用者と利用目的を確認しながら支援を行い、期限内での円滑な退所を目指す。

令和 2 年度は、居室のベランダ手摺や空調機等の大規模改修工事を予定している。特人厚と協議しながら工事を進め、利用者にとって過ごしやすい住環境づくりに取り組んでいく。

施設の社会化についても、地域の関係機関との連携、地元ボランティアや町内会等との関わりを通じて交流を図るとともに、緑の多い施設環境を活用した緑化整備等の活動の場の提供にも取り組んでいきたい。

2 主要目標と取組

- (1) 23 区の負託に応えた柔軟で迅速な受入、目的達成による転出促進
 - ① 福祉事務所、自立相談支援機関、子ども家庭支援センターなどに向けた施設説明会の開催
 - ② 入所目的の達成に向けた施設・福祉事務所等との協働による的確な支援
- (2) 利用者の安心・安全な生活の確保及び潤いのある生活の提供
 - ① 利用者が安心・安全に日々の暮らしを送れるように特人厚と協議しながら施設環境を整備
 - ② 季節行事（七夕、夏祭り、クリスマス、雛祭り等）を通じた潤いのある生活の提供
- (3) 利用者の意向を反映した施設運営に努め、利用者の権利擁護を推進
 - ① 利用者懇談会やアンケート調査を通して利用者の意向を把握し、施設運営に反映
 - ② 苦情解決や個人情報保護を重視し、権利擁護を推進
- (4) 年間目標

施設定員 (38 世帯 56 人)	月初平均在籍率 (人/定員)	月初平均利用率 (世帯/居室)	年間目的達成率 (世帯/退所世帯数)
令和 2 年度目標	30.0%	30.0%	90.0%
令和元年度実績（見込み）	23.4%	25.0%	90.0%
平成 30 年度実績	38.1%	45.0%	86.2%

3 管理運営

- (1) 日常の支援
 - ① 安心・安全の確保
 - ・不審者侵入防止対策の推進（門扉・防犯カメラやセンサーライトの活用、定期巡回等）
 - ・安否確認と日常的な声掛け、喫煙場所の使用の徹底による安心・安全感の確立
 - ・緊急受診等安心して受診できるように地域の医療機関と日常的な連携の強化
 - ② 充実した生活支援
 - ・実施機関と連携し個々のニーズに即した支援、支援遂行のため各種社会資源の活用
 - ・バックアップセンター事業の活用及び地域の社会資源を活用した支援
 - ・潤いのある日常生活支援のため、アロマセラピー、心理相談、子育て支援事業の活用
 - ③ 情報の提供、個人情報の保護
 - ・懇談会、各種掲示物、配布物等で必要な情報を提供し、充実した生活に向け支援
 - ・個人情報保護の徹底を図るとともに、支援に必要な情報は関係機関と共有

<p>(2) 自立促進・転出促進</p> <p>① 社会的自立に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップセンター事業や法テラス等の活用による自立阻害要因の解決に向けた支援 ・法人の無料職業紹介事業や福祉事務所等関係機関と連携した就労支援の実施 ・都営住宅等公営住宅への転出促進 <p>② 地域生活移行支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅相談等バックアップセンター事業の活用、地域の仲介業者及び引越し業者の斡旋 ・転出促進による利用期限の厳守 ・長期利用発生時の特人厚生部や福祉事務所との連携による解決 <p>③ 地域生活定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップセンター事業の活用及び相談支援等アフターフォローの実施 <p>(3) 諸行事</p> <p>① 定例行事：懇談会（年4回）、七夕・夏祭り・クリスマス・雛祭り</p> <p>② グループ活動：園芸、クリーンデー、草取りなど施設の緑化整備等の活動への参加を通じた 日中活動の場の提供</p> <p>(4) 消防・防災等</p> <p>① 法人防災一斉訓練を通じた総合的な防災訓練の実施</p> <p>② 定期総合消防訓練（年4回）の実施、管轄消防署との連絡調整</p> <p>③ 台風・豪雨などの水害も踏まえて、地域の防災対策とも連携をしたBCPの検証</p> <p>④ 防災設備の整備点検及び利用者のニーズも反映した災害用備蓄品の確保充実・適正管理</p> <p>(5) 職員会議等</p> <p>① 毎朝の引継ぎや指導業務日誌、定例職員会議等を活用した利用者情報等の共有化</p> <p>② 援護管理人との連携強化による情報の共有化と施設管理の徹底</p> <p>③ OJTによる人材の指導・育成、資格取得等を通じた職員資質・支援力の向上</p> <p>(6) その他</p> <p>① ブロック中核施設と連携し福祉事務所等説明会や施設見学会の開催</p>
<p>4 保健衛生・環境整備</p>
<p>(1) 保健衛生</p> <p>① 施設内衛生管理の徹底（受水槽清掃・飲料水の水質検査、防虫消毒等）</p> <p>② 地域の社会資源を活用した健康管理の推進</p> <p>(2) 環境整備</p> <p>① 施設内の環境整備及び施設内緑化整備による環境意識の向上</p> <p>② 樹木の剪定・花壇の整備を通じた地域環境の向上への貢献</p>
<p>5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）</p>
<p>(1) 町内会等地域組織との協力関係の促進</p> <p>(2) 地元町会の行事等への積極的参加（地域防災訓練・地域一斉清掃等への参加）</p> <p>(3) 地域の関係機関（小中学校・医療機関・警察・消防・行政機関等）との連携</p> <p>(4) 地元社会福祉協議会の子育て支援制度の活用、地元ボランティアを活用した施設行事の実施</p> <p>(5) 施設周辺の美化、保全への協力（クリーンデーの定期開催、清掃作業による関与）</p>

1 施設の概況

のぞみ荘は運営開始から令和 2 年 6 月で 10 周年を迎える。20 世帯定員（設置区 18 世帯、他区 2 世帯）の母子生活支援のほか、設置区より緊急一時保護委託事業として 2 世帯、被災者一時滞在施設利用に関する業務委託として 2 世帯を受託し、運営している。事業協定期間は今年度から 5 年間延長となった。10 年間の運営実績を活かし利用者支援の更なる充実強化を図っていく。

昨今、母子支援施設を取りまく状況は変化しつつある。23 区では児童相談所の設置が始まり、母子再統合の受け皿として母子生活支援施設への期待が高まっている。また、特定妊婦の受け入れやアフターケアの強化など専門機能を活用した取り組み強化も求められている。

事業団長期計画では社会的ニーズが高まっている児童福祉分野への参入を掲げている。のぞみ荘では昨年度に引き続き事業団の取り組みにも積極的に貢献していく。

2 主要目標と取組

(1) 母子のニーズを踏まえた専門性の高い支援の充実

母子支援員、少年指導員、保育士、心理療法担当職員等が専門的な視点から関わり、母子各々のニーズや課題を的確にアセスメントし、チーム一丸で支援を行う。生活場面での関わりや行事等でのグループワークを活用し、家庭的な雰囲気を活かしながら生活再建を支援する。退所後の生活安定を見据え地域関係機関との連携を密にした支援を行う。

(2) 自立支援計画に基づいた計画的な支援の提供

自立支援計画に基づいて目的と計画性をもった支援を提供する。利用初期・安定期・退所準備期等それぞれの時期に合わせて、利用者と共に状況を検証しながら計画的な支援を行う。

(3) 児童分野参入への貢献

前年度に引き続き「児童福祉動向調査 PT」へ職員を参加させ、児童養護施設研修派遣職員へのフォローアップと成果の検証などを通して、児童福祉分野参入に積極的に貢献する。

(4) 地域交流・地域貢献

令和元年度から加入した設置区の法人連絡会をはじめ、児童・女性福祉関連関係者会議へ積極的に参加し、地域での課題共有と連携強化を図る。地域向け行事等を通して地域住民や地域関係機関との交流を図る。

(5) 年間目標

施設定員 (20 世帯)	月初平均在籍率 (世帯/定員)	年間目的達成率 (世帯/退所世帯数)
令和 2 年度目標	100.0%	100.0%
令和元年度実績（見込み）	87.0%	100.0%
平成 30 年度実績	94.1%	92.8%

3 管理運営

(1) 日常の生活支援

① 家族関係を育む支援

各家庭の価値観や生活様式を尊重し、母子それぞれの思いを受けとめ、職員との信頼関係を構築した上で、日々の生活場面等で家族関係の調整や再構築を細やかに支援する。

② 子への支援

(乳幼児への支援)

心身の発達、健康、母との関わり（アタッチメント）を定期的を確認し、健診や予防接種、離乳食等の養育状況を確認し、基本的な生活習慣の習得を促す。

(学童児への支援)

子どもと少年指導員が協働し「子ども自立支援計画書」を作成。子ども自身の意思を尊重した支援を行う。放課後学習や学童プログラムを活用する他、ひきこもり・不登校・各種障がいのある子ども等には個別プログラムを企画実施。学ぶ習慣の定着と学力向上を図るために

放課後学習、長期休暇中の学習支援の他、学習ボランティアによる支援を毎週実施する。

季節行事・社会見学・宿泊行事等様々な体験の機会を提供し、子どもの気持ちに寄り添い職員との信頼関係を作る中で母親以外の大人への信頼感を育み、相談できる力を養っていく。

③ 母への支援

母と担当指導員が協働し「自立支援計画書」作成し、計画的に支援する。心身の健康回復、家事・育児はじめとする生活力の回復と向上、離婚等各種手続き補助、レスパイト（母の疲労軽減、一時休息）保育等、言葉にできていないニーズまで把握し、きめ細やかに支援する。

④ DV、虐待、被虐待、性暴力被害体験を持つ母子への支援

心理療法担当職員による WAIS 検査を導入し、外部カウンセリング機関と連携した支援を実施する。医療機関、保健センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育機関等とも連携を図る。

⑤ 安心・安全の提供

職員の勤務は宿直体制とし、夜間警備員配置・防犯カメラ設置により警備体制を強化する。利用者安否確認は全世帯毎日実施。地域警察署、消防署、町会と連携し防犯体制を構築する。

(2) 自立促進・地域生活移行支援

① 実施機関と連携し、自立支援計画の定期的見直し、自立・転出促進を図る。

② 求職活動開始・就職・就労継続・転職等それぞれの時期にあわせて、各種手続きや保育等母の状況に合わせ支援を行う。

③ 利用者の適性を理解した上で個々に合わせて就労意欲を喚起する働きかけを行う。また、塩崎荘無料職業紹介事業を活用した支援を行う。

④ 都営住宅や区営住宅等の公営住宅の入居案内や事務手続き補助・転出支援を行う。

⑤ アフターケア事業（6カ月）の利用を案内するほか、事業利用終了後についても地域関係機関と連携し、地域への定着支援を継続的に行う。

(3) 年間行事

① 全体行事（利用者懇談会月1回、親子遠足、利用者誕生日お祝い）

② 季節行事（母の日、こどもの日、夏祭り、ハロウィン、七五三、クリスマス、雛祭り等）

③ 子どもプログラム（子ども会議、夏季宿泊体験、料理教室、書初め、七草粥、進級お祝い遠足、乳幼児世帯向け茶話会）

④ 母プログラム（生活能力向上・リフレッシュ・リラクゼーションを目的としたプログラム）

(4) 消防・防災対策

① 消防訓練月1回 ② BCP 確認・見直し年1回 ③ 台風や大雨等水害対策の強化

(5) 所内会議、関係支援機関との連携会議

① 施設内会議（職員会議、リーダー会議、担当別会議、チーム会議、ケース検討会）

② 関係支援機関との会議（母子保護会議、要保護児童対策地域協議会、虐待防止等部会、行政と警察との合同連絡会議、合築施設との管理会議、他の母子生活支援施設との合同会議等）

③ 研修参加（施設内職員学習会、個別研修計画に基づく研修、児童母子支援に関する研修）

④ 第三者評価、自己評価（施設行事の効果測定等）、ヒヤリハットの報告、再発防止検証

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

① 利用者の健康管理（嘱託医健康相談月1回、定期健康診断年2回、予防接種推進）

② 施設内の衛生管理（防虫調査月1回、排水管・污水管点検清掃年1回、居室・共用部エアコン分解洗浄年1回、各共用部は感染症対策を徹底する。）

(2) 環境改善・整備

① ゴミ分別の周知徹底、収集所のコンテナ設置 ② 町会主催の地域清掃活動参加

③ 施設内共用部日常清掃の他月1回特別清掃を実施 ④ 中庭に花や緑のコーナー設置

5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）

(1) 地域住民向け行事（もちつき会、子ども家庭向行事、OG 交流会等）を実施し交流を図る。

(2) 近隣地域の学生ボランティアを受け入れ、学習や行事を通して学童との交流を図る。

(3) 大学や専門学校から社会福祉士・保育士実習生を受入、福祉人材育成に貢献する（4校4名）。

(4) 設置区の社会福祉法人連絡会へ参加し、地域の福祉課題を把握検討する。

1 施設の概況

みのり舎は平成24年度に事業団初の障害福祉サービス事業所として開設、就労継続支援B型と自立訓練（生活訓練）を併設し、平成27年度からは指定特定相談支援事業も開始した。開設以来、安定的な運営を続けてきたが、新宿区の障害者計画で課題として挙げられているように、みのり舎においても利用者の高齢化と障害の重度化が顕著になり、利用者の通所日数が減少することで、平成29年度から収支が悪化した。

作業手順の見直しや簡易な作業の開拓による通所意欲の喚起、職員体制の見直しによる支出の抑制等により運営改善を図ってきたが、令和元年度には所長会検討組織「みのり舎収支改善WG」を設置し、検討を行った。検討においては新宿区の障害福祉計画の内容もふまえ、以下3点が運営改善における重点項目とされた。

- (1) 「新規利用者の確保」…更生施設退所者のみのり舎利用に関する勧奨と広報活動の強化
- (2) 「業務改善」…事務分担の整理と事務の簡素化
- (3) 「作業・生活訓練プログラムの充実化」…自主製作品等による安定的な作業の実施と目的を明確にした生活訓練プログラムの導入

令和2年11月には現在の事業所の賃貸契約が満了となるため、令和2年度の成果が障害福祉サービス事業のあり方を左右する重要な1年となる。事業団長期計画にある新たな作業所の開設に向け、みのり舎の収支改善への取組を具体的に実行していく。

2 主要目標と取組

(1) 通所者数の増加と収支改善

- ① 更生施設退所者、通所事業終了者の地域での日中活動先として着実に受け入れを実施する。
- ② 内外に広くPRできる広報を拡充し、定期的に新規利用者を獲得する。
- ③ 地元関係機関との連携を密にし、地域ニーズを発掘し柔軟な受け入れを拡充する。

(2) 支援内容の充実

- ① 生活訓練は、内容の充実と新規開拓を図り実践的な支援を展開する。
- ② 就労継続B型は自主製作品の導入を検討する。利用者の能力と適性にあった作業を開拓する。
- ③ 利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、個々の成長や目標達成をサポートする。
- ④ 保健師等関係機関と連携を図り、疾病の悪化を防ぎ、安全な地域生活継続を支援する。

(3) 業務の改善

- ① 業務を支援・作業・管理に分け、役割を明確にして効率的な施設運営を実施する。
- ② 安否確認では関係機関と連携を図り、利用者が安全に地域生活を継続できるよう支援する。

(4) 地域及び関係機関との連携強化

地元町会との良好な関係の継続と地域からのボランティア受け入れを積極的に行う。

(5) 1日平均利用者数目標（カッコ内は年間利用延べ人数）

施設定員 (就労B型20人 生活訓練6人)	就労継続B型	生活訓練	合計
令和2年度目標	16.0人(3,904人)	2.4人(585人)	18.4人(4,489人)
令和元年度実績（見込み）	14.9人(3,598人)	2.1人(512人)	17.0人(4,110人)
平成30年度実績	13.4人(3,285人)	1.8人(453人)	15.2人(3,738人)

<p>3 管理運営</p>
<p>(1) 日常のサービス提供</p> <p>①自立訓練（生活訓練） グループワークを中心としたプログラムを提供する。内容は利用者と共に検討し、楽しみながら生活に必要なスキルを獲得する。</p> <p>②就労継続支援事業B型 それぞれの利用者の能力や課題を的確に把握し、それに見合った作業内容の提供を目指す。達成感や自己肯定感の獲得を目指した支援を行う。チラシ封入などの所内作業のほか、清掃などの所外作業では、自主性や臨機応変な対応力の獲得を目指し、就労準備として取り組む。</p> <p>③指定特定相談支援事業 複数の障害福祉サービスを一体的に活用できるよう、関係機関や他事業所と連携を強化する。</p> <p>(2) 就労支援とステップアップ 定期的なモニタリングを行い、利用者の能力や就労意欲のアセスメントを行う。就労を希望する利用者へはハローワークの活用や就労移行支援事業所への移行など適切な資源の利用を支援する。また、外部での就労だけでなく施設内でも作業内容ごとのリーダーを任命するなどし、ステップアップの機会を創出する。</p> <p>(3) 諸行事 利用者懇談会、外出行事、クリスマス会、緑化研修、大掃除</p> <p>(4) 消防・防災等 自衛消防訓練（年2回）、BCPの見直し、地元町会の防災訓練への参加</p> <p>(5) 職員会議等</p> <p>①職員会議（朝の引き継ぎ、全体職員会議、ケース検討会） ②利用者参加の会議（清掃担当者会議、緑化委員会、行事实行委員会） ③外部会議（新宿区精神保健福祉ネットワーク連絡会、新宿区精神保健福祉実務担当者連絡会、東社協・知的発達障害部会、特定相談支援事業所連絡会、新宿区内社会福祉法人連絡会等）</p>
<p>4 保健衛生・環境整備</p>
<p>(1) 保健衛生</p> <p>①利用者の健康管理（健康診断および予防接種受診の推進、手洗い・手指消毒の励行、感染症及び予防に関する情報提供） ②施設内の衛生管理（床清掃、エアコン清掃）</p> <p>(2) 環境整備</p> <p>①利用者と共に作業室等を日々清掃し、清潔で整理整頓された環境を整備。 ②定期的に分煙機や加湿器をメンテナンスし、衛生に配慮した環境の提供。</p>
<p>5 施設の社会化（地域における公益的な取組及び施設機能強化推進費）</p>
<p>(1) 新宿区緑化推進事業 近隣の指定場所やみのり舎前で花を育成。地域の環境美化に協力し、地域交流の機会とする。</p> <p>(2) ボランティアの積極的活用</p> <p>①近隣住民のボランティアを受け入れ、生活訓練プログラムの講師を継続していただく。 ②社協や地元町会等と連携し、開かれた施設としてより積極的なボランティアの受入れを行う。 ③ペットボトルキャップの回収活動を継続実施し、社会活動参加の機会提供を行う。</p> <p>(3) 地元町会等との交流、地域清掃の実施</p> <p>①新宿区公園サポーター活動に登録し、利用者と共に区立公園の清掃や除草作業を実施する。 ②地元町内会を中心とした地域交流のため、町会活動、防犯パトロールを継続する。 ③利用者による事業所周辺の清掃活動も継続する。 ④新たに 新宿区内社会福祉法人連絡会に加入したので、連携して社会貢献事業に取り組む。</p>

1 施設の概況

平成 27 年 8 月に開所して 4 年が経過し、新宿寮としては、令和 2 年 8 月に施設運営終了となる。前身の港寮と比較すると開設以降の就労自活率は微増であるが増加している。しかし、依然として無断・任意退所等の目的外退所が多く、年間目標である 50%の就労自立が達成できない状況にある。目的外退所が多い背景としては 20～30 歳代といった若年層、発達障害等の精神疾患、また、利用開始後に知的障害手帳を取得するなど多様な支援を必要とする利用者の急増があり、支援強化のための取り組みが必要とされている。

巡回相談事業においては、第 1 ブロック内の公園・駅周辺の地域住民からホームレスへの対応を求められており、定例の巡回、夜間巡回や看護師同行の巡回を行い、一人でも多くのホームレスがその生活から脱却できるように支援を行う。

緊急一時保護事業・自立支援事業では心理相談や精神科医師との連携を密にし、利用者個々の状況に応じた支援方針の決定や調整を行い、目標達成退所の向上を図る。また、若年層支援の強化策として「ソーシャルスキルトレーニング (SST)」を継続実施し、さらに臨床心理士を配置することで、若年層支援及び発達障害等の支援に繋げ、就労意欲や自立への意識向上を図る。

地域生活継続支援事業では、「路上生活に戻らない」ためにも引き続き、より一層の加入増を目指しアフター事業を行う。

支援付地域生活移行事業に関しては、巡回相談事業や施設機能を活かした夜間対応等を整備し、連携を強化し、『ONE TEAM』として支援を行う。

令和 2 年 8 月開設予定の自立支援センター千代田寮の移転に向けた準備を進めていく。

2 主要目標と取組

- (1) 事業利用の促進（利用者個々の福祉ニーズを的確に把握するアセスメントの実施及びそれに相応しい福祉サービスの効果的な提供による施設利用の促進）
- (2) 利用者支援の向上、生活の質 (QOL) の向上を踏まえた緊急一時保護事業及び自立支援事業（施設での就労支援及び地域生活移行支援）の展開
- (3) 地域及び関係機関との連携（地域町会及び福祉事務所等関係機関との円滑な連携）
- (4) 年間入所目標

事業（定員）	令和 2 年度目標	令和元年度実績（見込）
巡回相談事業	560 件（面接・相談） 月 140 件×4 ヶ月	1,800 件（面接・相談）
緊急一時保護事業（25 人）	80 人（320.0%） 月入所 20 名×4 ヶ月	226 人（904.0%）
自立支援事業（67 人）	67 人（100.0%） 緊急 80 名*移行率 80% +直接入所 3 名	207 人（308.9%） 自立移行 200+直接入所 7
施設支援（45 人）	51 人（移行率 113.3%） 緊急 64*移行率 80%	200 人（移行率 88.4%）
自立支援住宅（22 人）	28 人（127.2%） 施設 51*移行率 50% +直接入所 3 名	87 人（395.4%） 移行者 80+直接入所 7
地域生活継続支援事業	26 人（加入率 80.0%） 施設 67*自立率 50%*80%	60 人（加入率 60.0%）

- (5) 年間達成目標
 - ① 就労自立率 50%（就労及び年金収入等による自活）
 - ② 目標達成率 75%（①+半福祉半就労、他施設移管、他施策機関施設活用等）
 - ③ 退所時就労率 80%（退所時の就労者。住込自立等内定者を含む）

3 管理運営

- (1) 巡回相談事業の運営
 - ① 巡回相談事業実施方針及び同実施計画に基づく巡回相談業務の展開
 - ② 定期的かつ継続的な巡回相談の実施（各区週 1 回）※看護師同行（週 1 回）
 - ③ 夜間早朝巡回相談を実施し、支援付地域生活移行事業担当者への情報提供を実施
 - ④ 区民等の声への対応や福祉事務所の依頼に基づいた巡回相談を随時実施

(2) 緊急一時保護事業・自立支援事業の運営

- ① 各種アセスメントを活用したニーズの的確な把握による支援の展開
- ② 利用者支援の標準化（支援内容、実施手順、利用者支援の手引きを活用）
- ③ 利用者本位の支援のため、利用者との協働で作成した自立プログラムの有効活用
- ④ 若年層への支援サポートの充実（SSTの実施・検証等）
- ⑤ 技能講習・体験講習の充実及び職業適性テストの有効活用による就労準備支援の充実
- ⑥ 職業相談員・東京ジョブステーション・TOKYO チャレンジネットとの連携の強化
- ⑦ 自立支援住宅の有効活用（生活・金銭・健康管理支援、女性利用者の受入れ等）
- ⑧ 利用者の状況に応じた、生活保護受給による居宅・厚生関係施設への移管
- ⑨ 専門相談員による各種相談の実施
 - ・法律相談（月1回） ・心理相談（月6回） ・住宅相談（週1回）
 - ・臨床心理士等相談（週1回以上）
- ⑩ 給食関係
 - ・配食業者との会議開催（随時） ・利用者アンケート（年1回）の実施
- ⑪ 諸行事
 - ・クリーンデー（月1回：地域清掃等） ・利用者懇談会（月1回：施設利用者）
- ⑫ 支援付地域生活移行事業のバックアップ（『ONE TEAM』の対応）
24時間体制の利点を生かし、利用者への安心安全を確保する電話相談等支援の実施

(3) 地域生活継続支援事業の運営

- ① 路上生活者対策事業運営協議会の定める基本方針に基づく「継続支援事業計画」の実施（定期訪問電話相談（月1回以上）及びOB会開催（6月開催））
- ② 新規加入率の増進（新規利用者／就労自活者の加入率80%以上）

(4) その他

- ① 消防・防災等
 - ・新宿寮BCPを定期的に検証し、夜間休日にも想定した消防訓練を実施（月1回）
 - ・災害備蓄品の点検整備及び期限確認（施設・自立支援住宅）
- ② 職員会議等
 - ・職員会議（月1回）
 - ・ケースカンファレンス（随時）
- ③ 千代田寮移転に向け、設備等準備、関係機関との連絡調整等円滑な移行を実施

4 保健衛生・環境整備

(1) 保健衛生

- ① 医療機関との連携強化（滝野川病院送迎による検診：週3回）
- ② AED（自動体外式除細動器）の点検確認及び上級救命講習受講の徹底
- ③ 嘱託医の定期的健康相談（週2回・日中及び夜間）
- ④ 精神科医相談（月2回）
- ⑤ 看護師による定期的健康相談（週5日：土曜日2回及び夜間相談週1回含む）
- ⑥ 理髪（月1回：緊急一時及び自立支援事業利用者）
- ⑦ 防虫消毒（随時）
- ⑧ シーツ交換（毎週）・布団乾燥（月1回）
- ⑨ 床清掃（月1回）

(2) 環境整備

- ① 利用者の心身状況への配慮徹底（日誌・記録・会議での注意喚起）
- ② 利用者の権利擁護の遵守（苦情解決制度及び意見箱の活用・プライバシーへの配慮）
- ③ 事故発生時における報告書の検証及びヒヤリハット情報の確認及び共有化の徹底

5 施設の社会化（地域交流事業及び施設機能強化推進事業）

(1) 地域への貢献協力

- ① 新宿御苑周辺の地域清掃活動、新宿区主催等の施設周辺の環境美化活動
- ② 新宿区社協等との連携を強化し、地域貢献活動への積極的参加
- ③ 新宿区社会福祉協議会と連携した地域高齢住民の見守り支援

(2) 第1ブロック内機関（福祉事務所・保健所・他法施設等）との密接な連携

(3) 関係機関の見学者及び研修生の積極的な受入れ

1 事業の概況

第 1 ブロック（千代田区、中央区、港区、新宿区）内の公園及び駅周辺等で路上生活をしている方々に対する支援として、令和元年度より支援付地域生活移行事業として事業を開始した。この事業は、一人でも多くの方が路上生活から脱却できるようにするために、衣食住の提供のためのアパートを確保し、アパートでの安定した居住生活の維持のために支援を行うとともに、住民登録・年金調査等社会的な手続きを行い、地域生活移行に向けての支援を行うものである。支援経過によっては、他法施策を活用し、年金受給により自己資産で継続した生活ができる人いるなど支援内容は多岐にわたっている。

平成 29 年度にモデル事業として運営を開始し、無断退所が 1 名出ているが、同年度内に再利用し目的達成しているため、本事業を利用した全ての利用者が路上生活から脱却している。

令和 2 年度は、千代田寮移転を予定しているため、現利用者に不安を与えることなくより一層密度の高い支援を行う。また、円滑な地域生活維持に繋げていくため、各区福祉事務所・保健所等の関係機関と連携しながら支援を行っていく。本事業の充実をはかるため、巡回相談事業担当者と協力体制を確立し連携する。さらに、医療巡回・夜間巡回等の巡回相談の充実を図る。

利用者対応では、夜間等の緊急対応は施設職員と共同し、『ONE TEAM』体制で支援を行う。

2 主要目標と取組

- (1) 路上生活者の支援として借上げ住宅を利用し、3 か月から最長 6 か月の間で利用者個々の状況、福祉ニーズを把握し問題解決を図るとともに、社会的な手続き（年金調査等）を行い、利用者に相応しい福祉サービスの効果的な提供を行う。
- (2) 生活状況の安定が確認できた方々に対し、地域生活移行支援としてアパート契約等の支援を行う。
- (3) 地域生活移行に関しては、本事業の目的である「地域生活維持」のために各区福祉事務所、保健所等関係機関と連携を取り、必要な引き継ぎを行う。
- (4) 年間目標（対定員利用率）

令和 2 年度目標		令和元年度実績（見込）		平成 30 年度実績	
入所	6 人（75%） 3 人（6 か月以内）× 2	入所	14 人（175.0%）	入所	13 人（162.5%）
退所	6 人目的達成率 100%	退所	12 人目的達成率 100%	退所	15 人目的達成率 100%
	内訳		内訳		内訳
	アパート 6 人		アパート 10 人		アパート 14 人
	老人ホーム 0 人		老人ホーム 0 人		老人ホーム 0 人
	宿泊所 0 人		宿泊所 2 人		宿泊所 1 人
その他 0 人	その他 0 人	その他 0 人			

※ 2 年（2020 年）の目標は、7 月末まで 4 か月間です。

3 管理運営

- (1) 日常の援助
 - ① 従来からの巡回相談事業担当者と連携を強化し、路上生活者の福祉ニーズを把握し、必要な支援を提供する。また、医療職同行相談も実施する。
 - ② 居住生活のための衣食住の提供、住民登録・年金調査等各種社会手続について支援を行う。
 - ③ 地域生活移行支援としてアパート転宅等の支援を行う。
 - ④ 高齢者が対象であるため介護保険、障害福祉等他法施策を利用した支援を行う。
 - ⑤ 地域生活移行後の暮らしを支えるため、関係機関コーディネーターの役割を担う。
 - ⑥ 24 時間体制のサポート（電話連絡、訪問等）を実施するため、夜間等は新宿寮施設職員が窓口となり連携し対応する。
- (2) 関係機関会議

利用者支援のコーディネーターとして、必要に応じて福祉事務所をはじめとする保健所、他法施策等との関係機関会議を必要に応じて随時開催する。
- (3) その他

利用者個々の状況に応じての障害者手帳取得、生活保護申請、介護認定、法律相談等に関する支援を行う。